

# EPA原産地規則について

## 【ケーススタディを中心に】



2021年11月  
名古屋税関業務部  
首席原産地調査官

# 目次

I. EPA税率適用のための条件(各協定共通)

II. ケーススタディ

【参考】 RCEPについて

# I. EPA税率適用のための条件(各協定共通)

## EPA税率の適用条件

### 条件① EPA税率

輸出入される産品に関し、**EPA税率が設定**されていること

### 条件② 原産地基準

生産された貨物が、「**原産品**」であると認められること(=原産地基準を満たしていること)

### 条件③ 手続的要件

税関に対して、**原産地証明書**又は**原産品申告書等**及び(必要に応じ)運送要件証明書を提出するなど、**必要な手続き**を行うこと



# 条件① EPA税率が設定されていること

## ■ 手順1 関税分類番号の確認

- 輸入しようとする製品の関税分類番号「**HS番号及び統計細分**」を確認



HS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)の品目表の番号  
6桁まであり、同条約締結国間で共通。

**類(2桁)・・・(例)第20類**  
**項(4桁)・・・(例)第20.01項**  
**号(6桁)・・・(例)第2001.10号**

6桁以降は各国別の統計細分であり、日本の場合は3桁で設定。  
HS6桁に細分3桁を加えた9桁を統計番号という。

**統計番号(9桁)・・・(例)2001.10-200**

第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

2019年4月1日現在

統計番号 Statistical code		品名 Description
番号 H.S. code		
20.01		食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分
2001.10		きゅうり及びびがーキン
	100	1 砂糖を加えたもの
	200	2 その他のもの
2001.90		その他のもの
		1 砂糖を加えたもの
	110	(1)パイヤ、ボポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン
	120	(2)スイートコーン
	130	(3)ヤングコーンコブ
	140	(4)その他のもの
		2 その他のもの
	210	(1)パイヤ、ボポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ

# 条件① EPA税率が設定されていること

## ■ 手順2 EPA税率の確認

物品を日本に輸入する場合のEPA税率は、NCBoard・税関ウェブサイトの「実行関税率表」で調べることができます。

第4部 調製食品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品

第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

2019年4月1日現在

設定されていない品目があることに注意！！

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate					シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	TPP11 (CPTPP)	欧州連合 EU
番号 H.S. code			基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC					
20.01		食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分										
2001.10		きゅうり及びガーキン										
	100	1 砂糖を加えたもの	15%		(15%)	12%	無税	無税	無税	10%	10%	
	200	2 その他のもの	12%		(12%)	9%	無税	無税	無税	無税	無税	
2001.90		その他のもの										
		1 砂糖を加えたもの										
	110	(1)パイヤ、ボポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	10%		7.5%	3.8%	無税	無税	無税	無税	無税	
	120	(2)スイートコーン	17.5%		10.5%		無税	無税	無税	7%	7%	
	130	(3)ヤングコーンコブ	28%		16.8%		無税	3.2%	2.1%	無税	無税	
	140	(4)その他のもの	15%		(15%)	12%	無税	無税	無税	無税	無税	
		2 その他のもの										
	210	(1)パイヤ、ボポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ	10%		6%	3%	無税	無税	無税	無税	無税	

# 条件② 貨物が「原産品」とであると認められること

## 「原産品」の要件

### ①.完全生産品

その「生産」に1カ国のみが関与する(=「生産」が1カ国で完結している)産品

タイプ1:農水産品、鉱業品の一次産品

タイプ2:くず、廃棄物やそれらから回収される物品

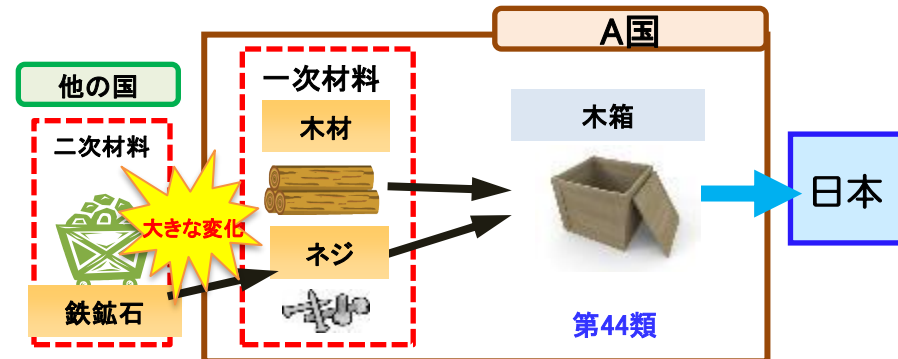
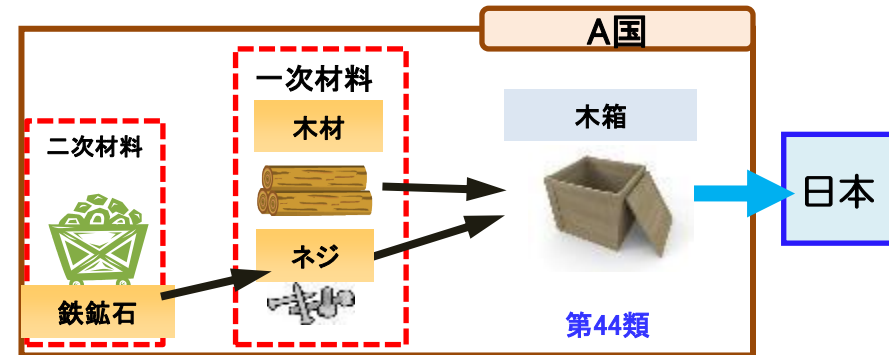
タイプ3:完全生産品のみから生産される物品

### ②.原産材料のみから生産される産品

生産に使用された材料はすべて原産材料であるため、外見上は1カ国で生産・製造が完結しているように見えるが、実際には他の国の材料(非原産材料)を使用しているもの

### ③.実質的変更基準を満たす産品

使用された**非原産材料**に加工等を加え、「**実質的変更**」(=大きな変化)をもたらしたことにより原産品となるもの



# 条件② 貨物が「原産品」とであると認められること

## 実質的変更基準

材料(一次材料)に**非原産材料**を使用する場合の実質的変更基準には以下の3類型がある。

### ① 関税分類変更基準

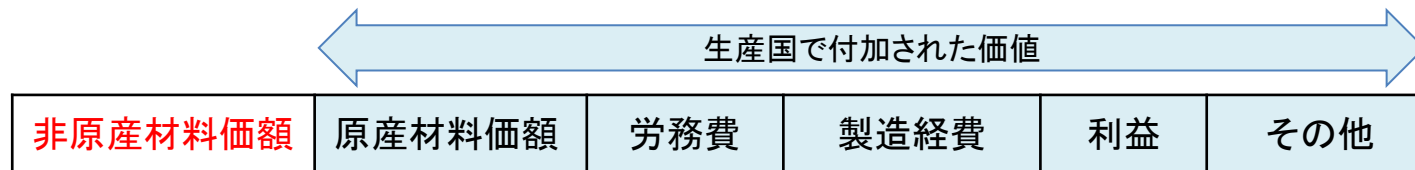
**全ての非原産材料**と製品の関税分類番号に特定の変化があれば、実質的変更があったとする基準

～日EU・EPAにおける例～

- 類(2桁)の変更...第20.01項のキュウリの酢漬け : 第20類以外の非原産材料からの製造は認められる
- 項(4桁)の変更...第21.04項のスープ : 第21.04項以外の非原産材料からの製造は認められる
- 号(6桁)の変更...第2103.90号のマヨネーズ : 第2103.90号以外の非原産材料からの製造は認められる

### ② 付加価値基準

生産国で付加された価値が、一定の割合以上であれば、実質的変更があったとする基準



### ③ 加工工程基準

**非原産材料**に特定の加工工程が施されれば、実質的変更があったとする基準

⇒これらの基準は、各EPAの「**品目別規則**」に規定されている。

# 条件② 貨物が「原産品」であると認められること 累積

## 相手国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方

### 日タイEPA 第29条 累積

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

### 日タイEPA品目別規則 第20類(野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品)

2009.11  
2009.49

第2009.11号から第2009.49号までの各号の産品への他の類の材料からの変更  
(第8類の材料からの変更を除く。)

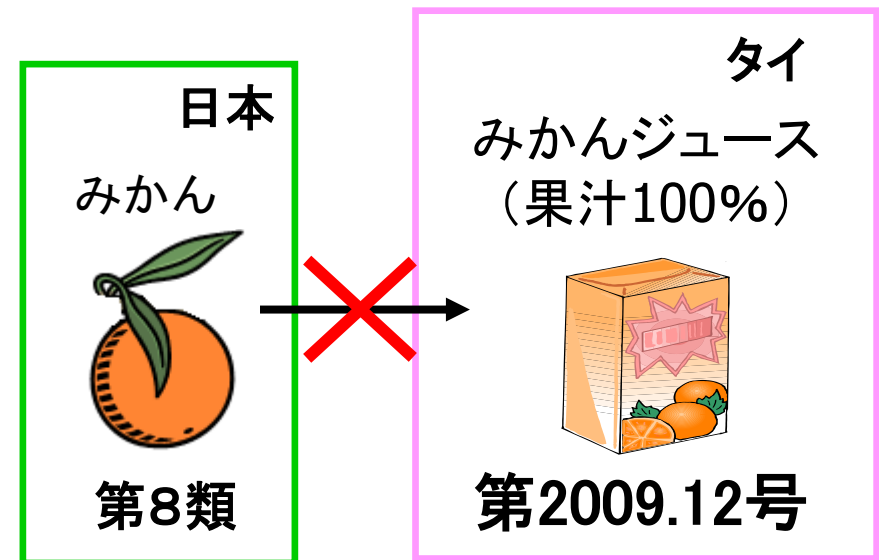
非原産材料のみかん (第8類) が品目別規則を満たしていないことから、産品はタイの原産品とは認められない。

しかし...

みかんが日本の原産品の場合、累積の考え方を適用して、産品は日タイEPA上のタイの原産品と認めることが可能。

タイ原産品の資格を獲得し易いという大きなメリットがある。

※原産地証明書に「ACU」の記載が必要





# 条件② 貨物が「原産品」であると認められること

## 僅少の非原産材料

**基準を満たさない非原産材料があったとしても、それがごく僅かなものなら無視しようという考え方**

### 日タイEPA 第30条 僅少の非原産材料

附属書2に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の製品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該製品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、**当該非原産材料が当該製品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。**

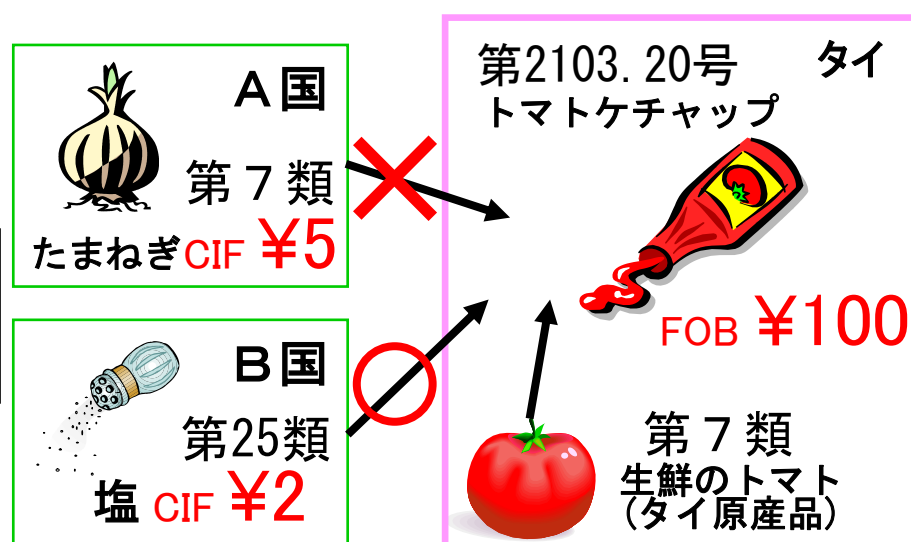
### 日タイEPA品目別規則 第21類 (各種の調製食料品)

2103.20 第2103.20号の製品への他の類の材料からの変更(第7類又は第20類の材料からの変更を除く。)

非原産材料のたまねぎ (第7類) が 品目別規則を満たしていないことから、製品はタイの原産品と認められない。

たまねぎの価額はトマトケチャップの価額の 5% ← 日タイEPAの場合、7%以下なら僅少の非原産材料の規定が適用可能

製品は日タイEPA上のタイの原産品と認めることが可能となる。



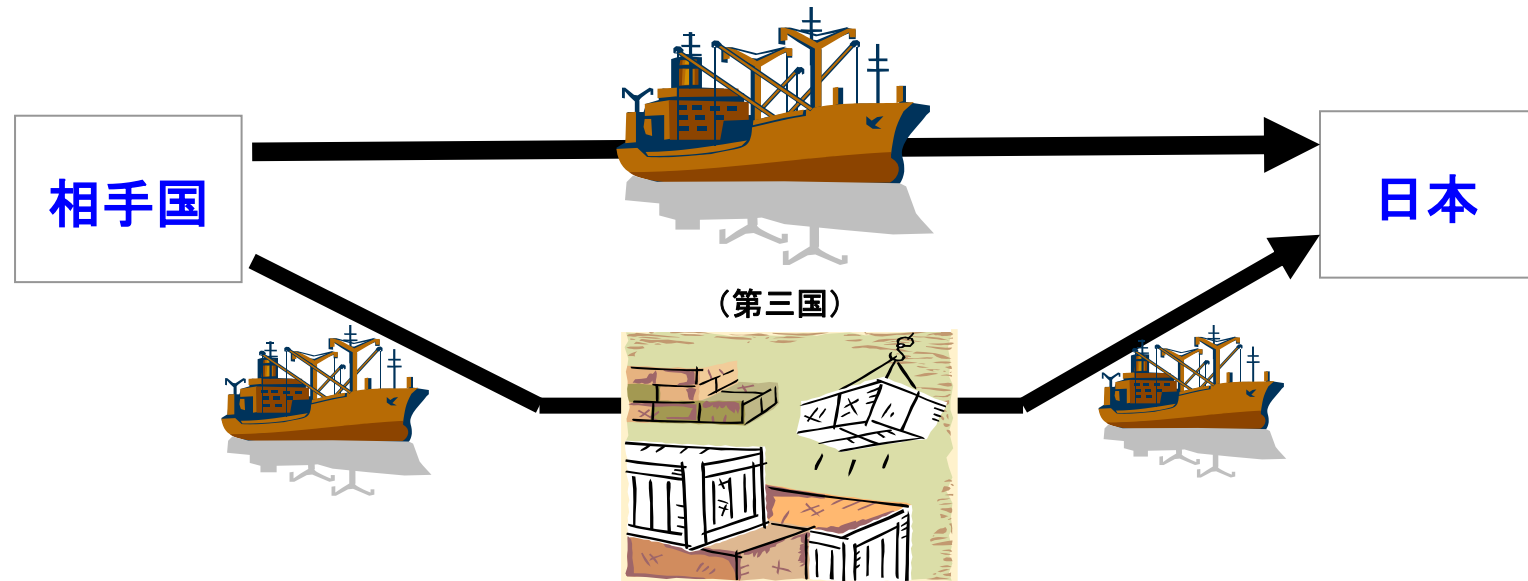
※原産地証明書に「**DMI**」の記載が必要

# 積送基準（変更の禁止）

一方の締約国の原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準。以下の場合には、引き続き原産品と認められる。

以下の①②いずれかの条件を満たす場合、商品は引き続き原産品と認められる。

## ① 直送されること



- ② 第三国を経由する場合は、税関の管理下におかれ、新たな作業（積卸し、蔵置等を除く）が行われていないこと

## 原産地証明手続の種類

輸入される産品が原産地基準を満たす原産品であることを税関に証明する方法（原産地証明手続）には以下の3種類が存在する。

### ① 自己申告制度

- 原産品であることを証明する書類：原産品申告書等
  - …輸入者等が自ら作成する「輸入貨物が原産品である」旨の申告書
- 日オーストラリアEPA(②と併用)、TPP11、日EU、日英・EPA及び日米で採用。

### ② 第三者証明制度

- 原産品であることを証明する書類：原産地証明書
  - …輸出国の商工会議所等の公的機関が発行する原産地証明書
- TPP11、日EU、日英・EPA及び日米を除く、締結済のすべてのEPAで採用。

### ③ 認定輸出者による自己証明制度

- 原産品であることを証明する書類：原産地申告
  - …輸出国の政府が認定した者のみ自己証明が可能
- 日メキシコ、日スイス、日ペルーEPAで採用(いずれも②と併用)。

## Ⅱ ケーススタディ

- (1) 帽子 (日アセアンEPA)
- (2) タイヤ (日インドネシアEPA) ※輸出
- (3) コークス (日ベトナムEPA)  
(TPP11)  
(日アセアンEPA)
- (4) シーフードスープ (日アセアンEPA)
- (5) フルーツミックス (日フィリピンEPA)  
(日アセアンEPA)
- (6) 合成繊維製織物 (日インドネシアEPA)
- (7) 女性用革靴 (日ベトナムEPA)
- (8) プルオーバー (日アセアンEPA)

# (1) 帽子(日アセアンEPA)

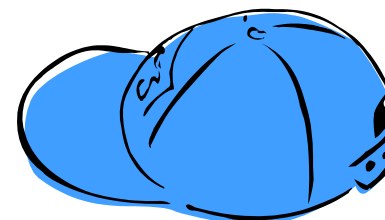
## (1) 帽子(日アセアンEPA)

ベトナムで帽子(HS65.05)を生産するが、日アセアンEPA上のベトナム原産品と認められるか？

### 材料

- 中国産
  - 表生地(第55.14項)
  - 芯地(第55.12項)
- 日本産
  - アジャスター(第39.26項)
- ベトナム原産品
  - つば芯(第39.26項)
  - 縫糸(第55類)

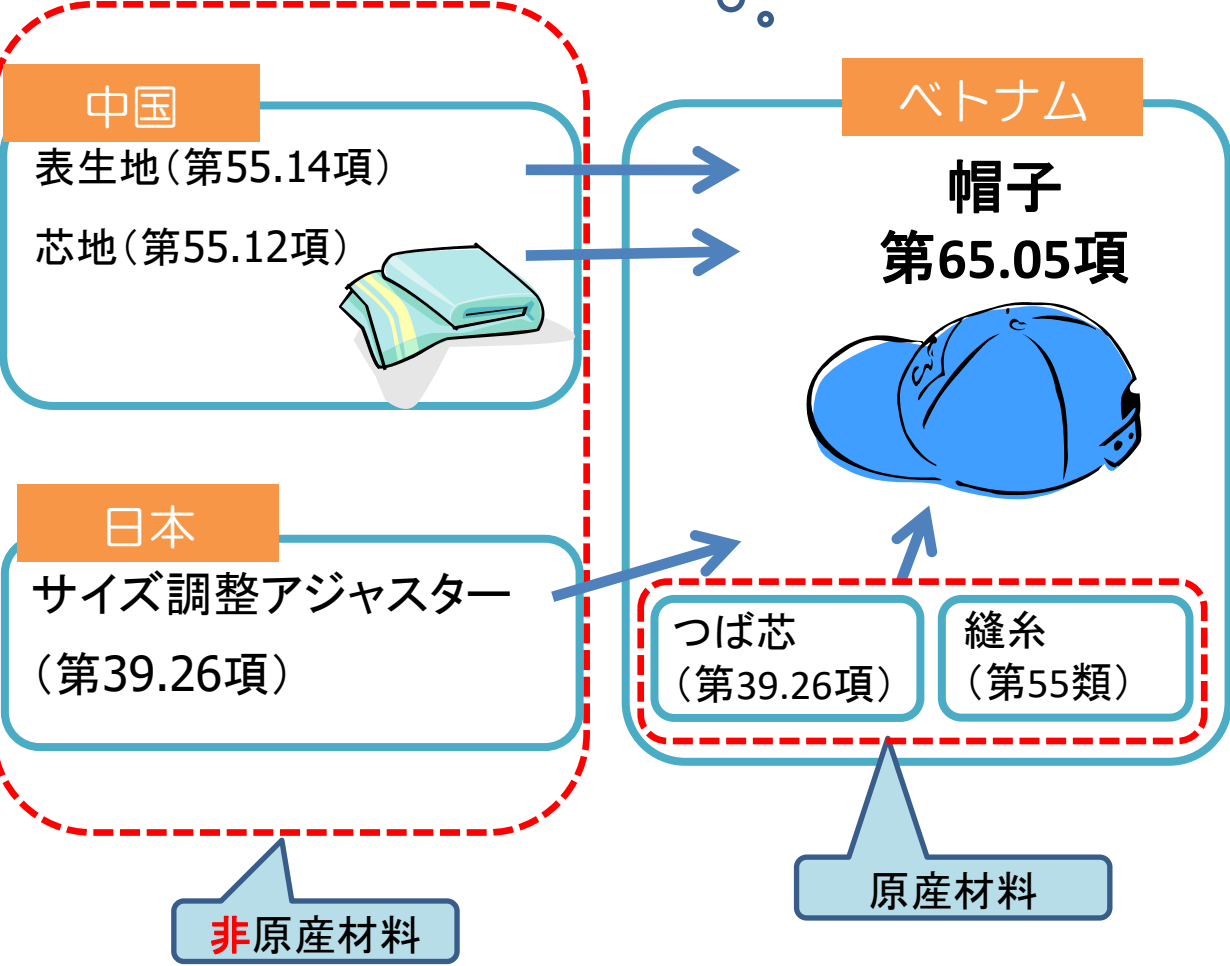
ベトナム



帽子  
第65.05項

# (1) 帽子(日アセアンEPA)

原産地基準を満たしているか？



非原産材料を使用



× 完全生産品  
× 原産材料のみから生産される製品



実質的変更基準を満たす製品であるかどうか検討



品目別規則を確認

# (1) 帽子(日アセアンEPA)

## 日アセアンEPA 第24条 原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であつて、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、次条に定めるもの

(b) 非原産材料を使用する場合には、第26条に定める要件を満たすもの

(c) 一又は二以上の締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

一般ルール

## 第26条

1 第24条(b)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。

(a) 次条に定める計算式を用いて算定する当該産品の域内原産割合(以下「RVC」という。)が40%以上の産品であつて、生産の最終工程が当該締約国で行われたもの

(b) 当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更(以下「CTC」という。)であつて4桁番号の水準におけるもの(すなわち、項の変更)が行われた産品

産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、各締約国は、当該産品の輸出者がこの(a)又は(b)の規定のいずれかを用いるかについて決定することを認める。

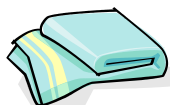
2 1の規定に関わらず、品目別規則の対象となる産品は、附属書2に定める適用可能な品目別規則を満たす場合には、原産品とする。

基準を満たしているか検討するのは非原産材料のみ

中国

表生地(第55.14項)

芯地(第55.12項)

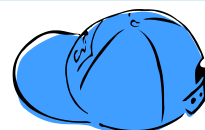


日本

サイズ調整アジャスター(第39.26項)

ベトナム

帽子  
第65.05項



つば芯  
(第39.26項)

縫糸  
(第55類)

品目別規則

品目別規則を確認すると...



# (1) 帽子(日アセアンEPA)

## ※品目別規則の調べ方について

日アセアンEPA  
附属書二 品目別規則

(抜粋)

六五・〇五

輸入貨物のHS  
番号の箇所を  
確認

### 項(HS4桁)の変更

適用すべき実質的変更  
基準の種類が記載されて  
いる。

※協定によっては略号で記載されて  
いる場合がある。略号の意味につ  
いては品目別規則の巻頭に記載の一  
般的注釈で確認できます。

帽子(メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレー  
ス、フェルトその他の紡織用繊維の織物類(スト  
リップのものを除く。)から作ったものに限るもの  
とし、裏張りしてあるかないか又はトリミングして  
あるかないかを問わない。)及びヘアネット(材料  
を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又は  
トリミングしてあるかないかを問わない。)

CTH

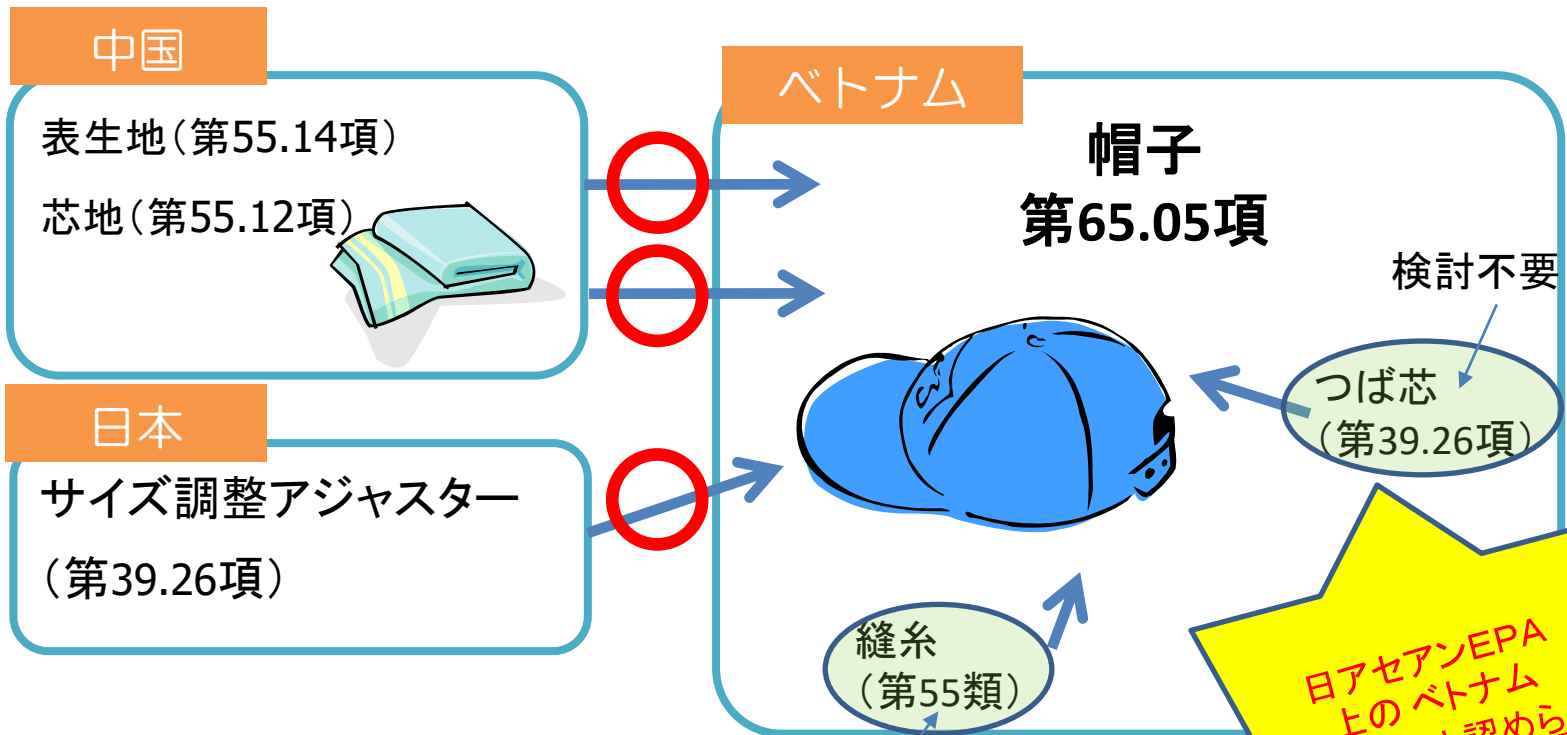
注釈

1 この附属書に定める品目別規則の適用上、

(c) 「CTH」とは、各類、項、号の産品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産  
に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって四桁番号の水準に  
おけるもの(すなわち、項の変更)が行われたことをいう。

# (1) 帽子(日アセアンEPA)

日アセアンEPA品目別規則: 65.05  
CTH: Change of Tariff Heading (製品への他の項の材料からの変更)



日アセアンEPA  
上のベトナム  
原産品と認めら  
れる。

(2) タイヤ (日インドネシアEPA)

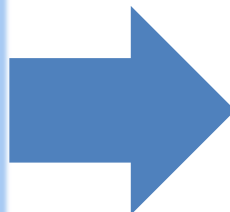
※輸出

## (2) タイヤ (日インドネシアEPA)

日本でタイヤ(HS40.11)を生産するが、日インドネシアEPA上の日本原産品と認められるか？

### 材料

- 米国産合成ゴム (第40.02項)
- 中国産タイヤコード (第59.02項)
- 中国産配合剤 (第38.12項)
- 中国産カーボンブラック (第28.03項)
- 韓国産硫黄 (第28.02項)



日本



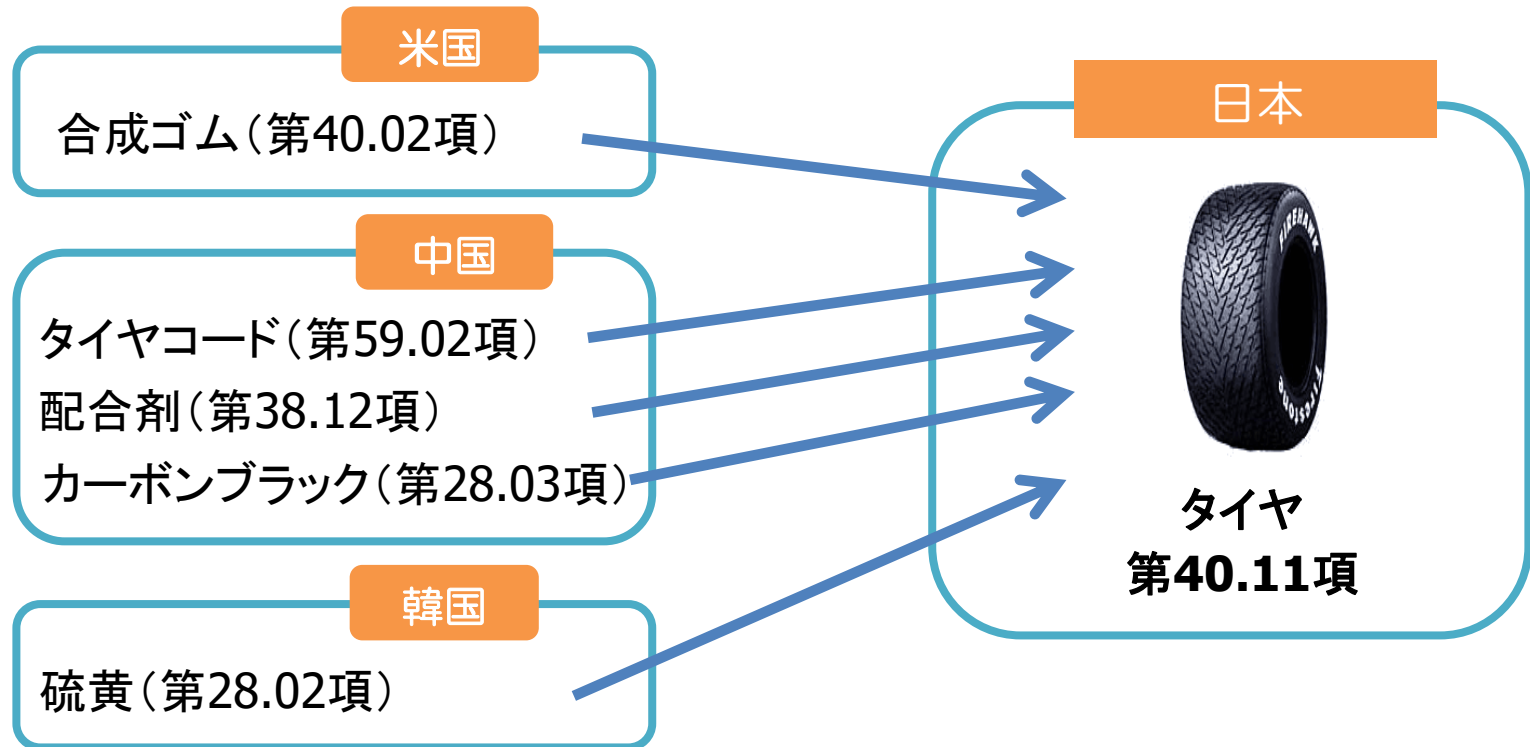
タイヤ  
第40.11項

## (2) タイヤ (日インドネシアEPA)

どれか1つを満たせばよい。

日インドネシアEPA品目別規則 第4001.30号—第4011.99号：

- ① 第4001.30号から第4011.99号までの各号の製品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、
- ② 原産資格割合が40パーセント以上であること(第4001.30号から第4011.99号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。)又は、
- ③ 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること(第4001.30号から第4011.99号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。)

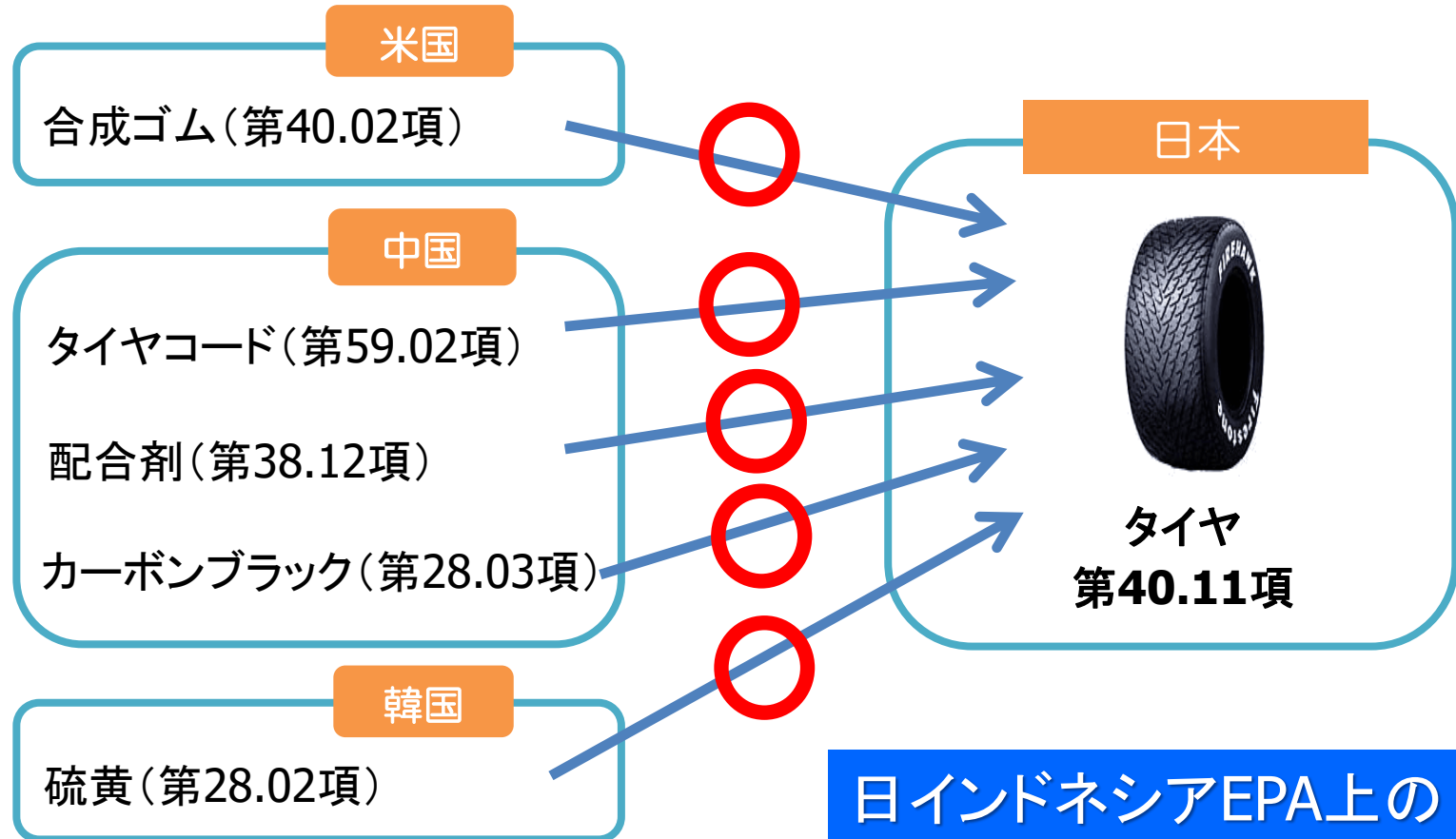


## (2) タイヤ (日インドネシアEPA)

今回の事例では関税分類変更基準のみ検討することとします。

日インドネシアEPA品目別規則 第4001.30号—第4011.99号：

- ① 第4001.30号から第4011.99号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、

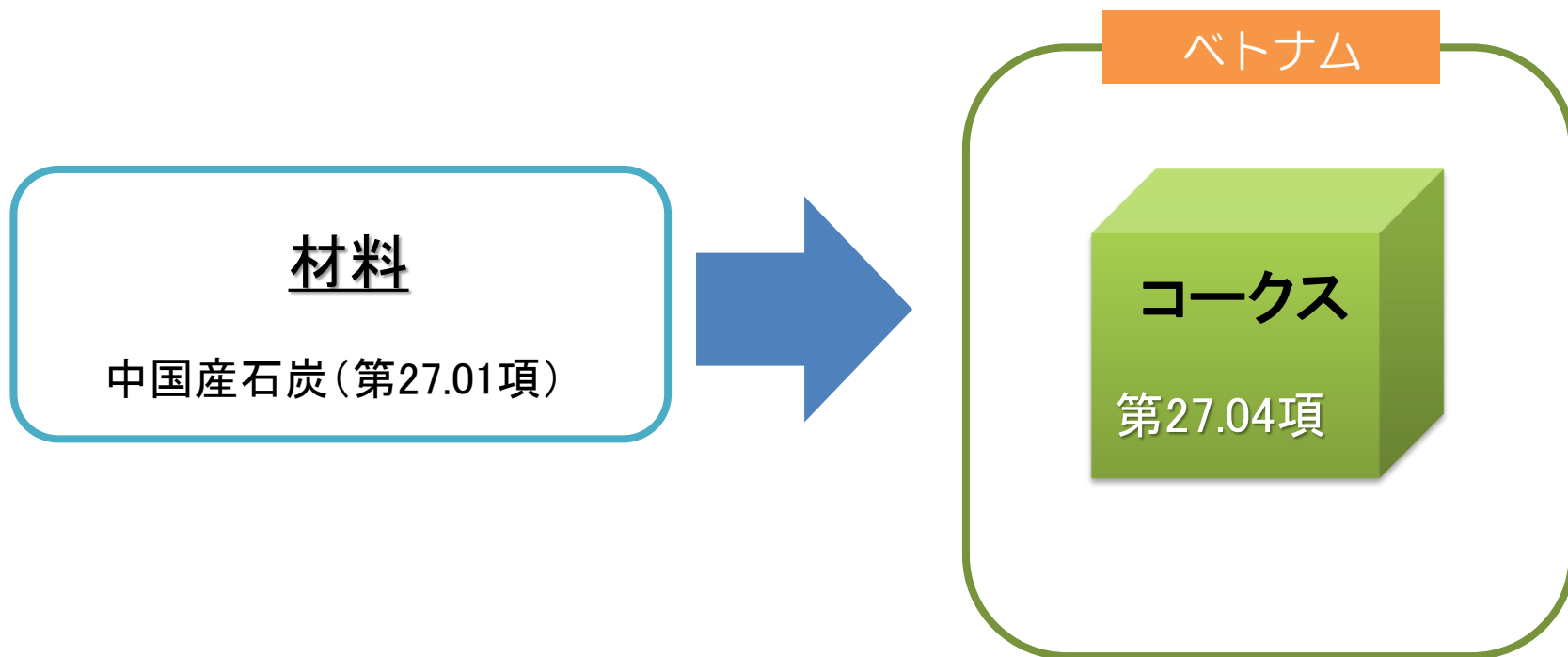


日インドネシアEPA上の  
日本原産品と認められる。

(3) コークス (日アセアンEPA)  
(TPP11)  
(日ベトナムEPA)

### (3) コークス(日アセアンEPA、日ベトナムEPA)

下記の材料を使用し、ベトナムで生産するコークス(HS27.04)は、日アセアンEPA及び日ベトナムEPA上のベトナム原産品と認められるか？





### (3) コークス(日アセアンEPA)

#### -1. 日アセアンEPAの場合

##### 日アセアンEPA第26条1

第24条(b)の規定の適用上、次に掲げる商品は、締約国の原産品とする。

(a) 又は(b)を満たせばよい。  
(今回の事例では(a)は検討しないこととする。)

(a) 次条に定める計算式を用いて算定する当該商品の域内原産割合が40%以上の商品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの

(b) 当該商品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において**統一システムの関税分類の変更であって4桁番号の水準におけるもの(すなわち、項の変更)**が行われた商品

##### 同条2

1の規定にかかわらず、品目別規則の対象となる商品は、附属書2に定める適用可能な品目別規則を満たす場合には、原産品とする。

日アセアンEPA品目別規則  
に第27.04項の規定はない。  
→一般ルール(同条1)

中国

石炭  
(第27.01項)

ベトナム

コークス  
第27.04項

### (3) コークス(日アセアンEPA)

#### -1. 日アセアンEPAの場合

##### 日アセアンEPA第26条1

第24条(b)の規定の適用上、次に掲げる商品は、締約国の原産品とする。

(a) 又は(b)を満たせばよい。  
(今回の事例では(a)は検討しないこととする。)

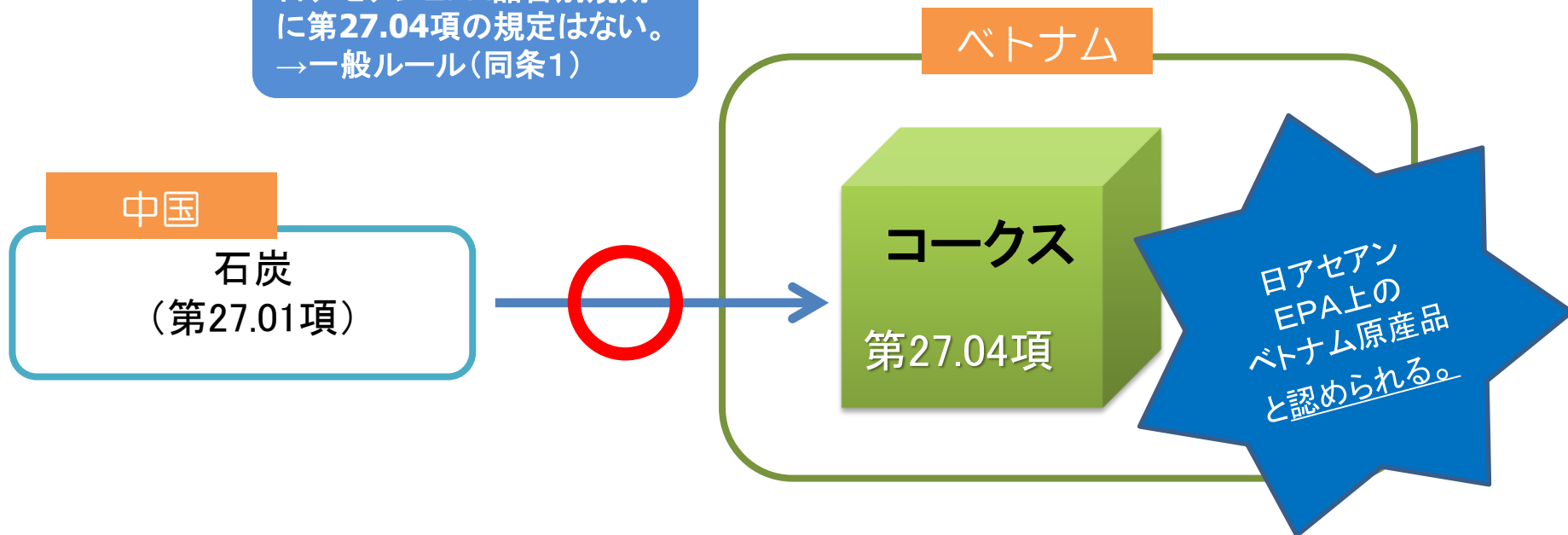
(a) 次条に定める計算式を用いて算定する当該商品の域内原産割合が40%以上の商品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの

(b) 当該商品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において**統一システムの関税分類の変更**であって**4桁番号の水準におけるもの(すなわち、項の変更)**が行われた商品

##### 同条2

1の規定にかかわらず、品目別規則の対象となる商品は、附属書2に定める適用可能な品目別規則を満たす場合には、原産品とする。

日アセアンEPA品目別規則に第27.04項の規定はない。  
→一般ルール(同条1)



## (確認)一般ルールについて

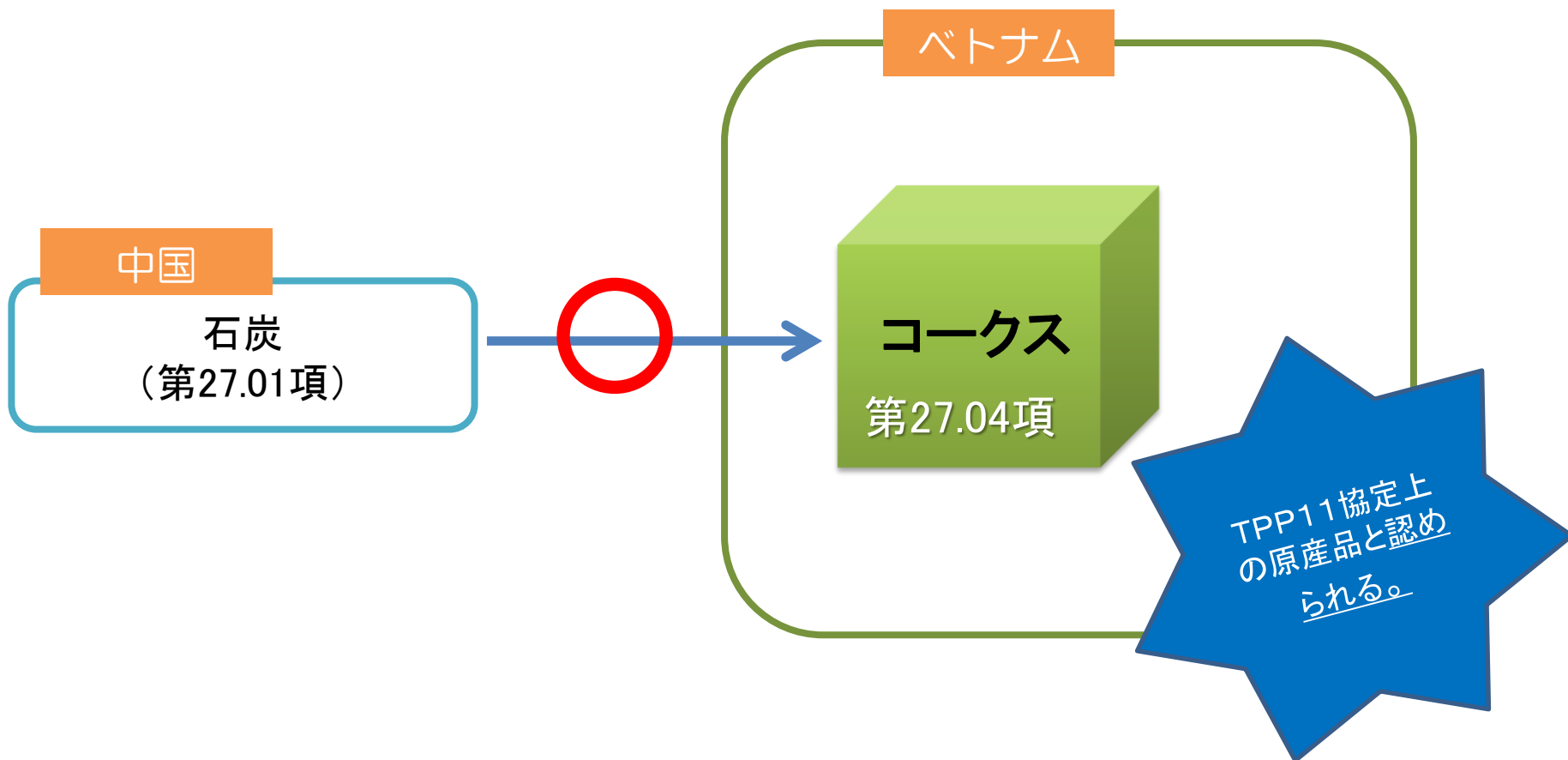
品目別規則に規定のない産品は、一般ルールを適用する。

	一般特惠	日アセアンEPA 日スイスEPA 日ベトナムEPA	日インドEPA	その他のEPA
一般ルール	他の項の材料からの変更	他の <u>項</u> の材料からの変更 <u>又は</u> 付加価値40%以上	他の <u>号</u> の材料からの変更 <u>及び</u> 付加価値35%以上	全ての産品について品目別規則が規定されているため一般ルールは存在しない

### (3) コークス(TPP11)

#### -2. TPP11の場合

**TPP11品目別原産地規則 第27.04項：第27.01項から第27.09項までの各項の産品への他の項の材料からの変更**



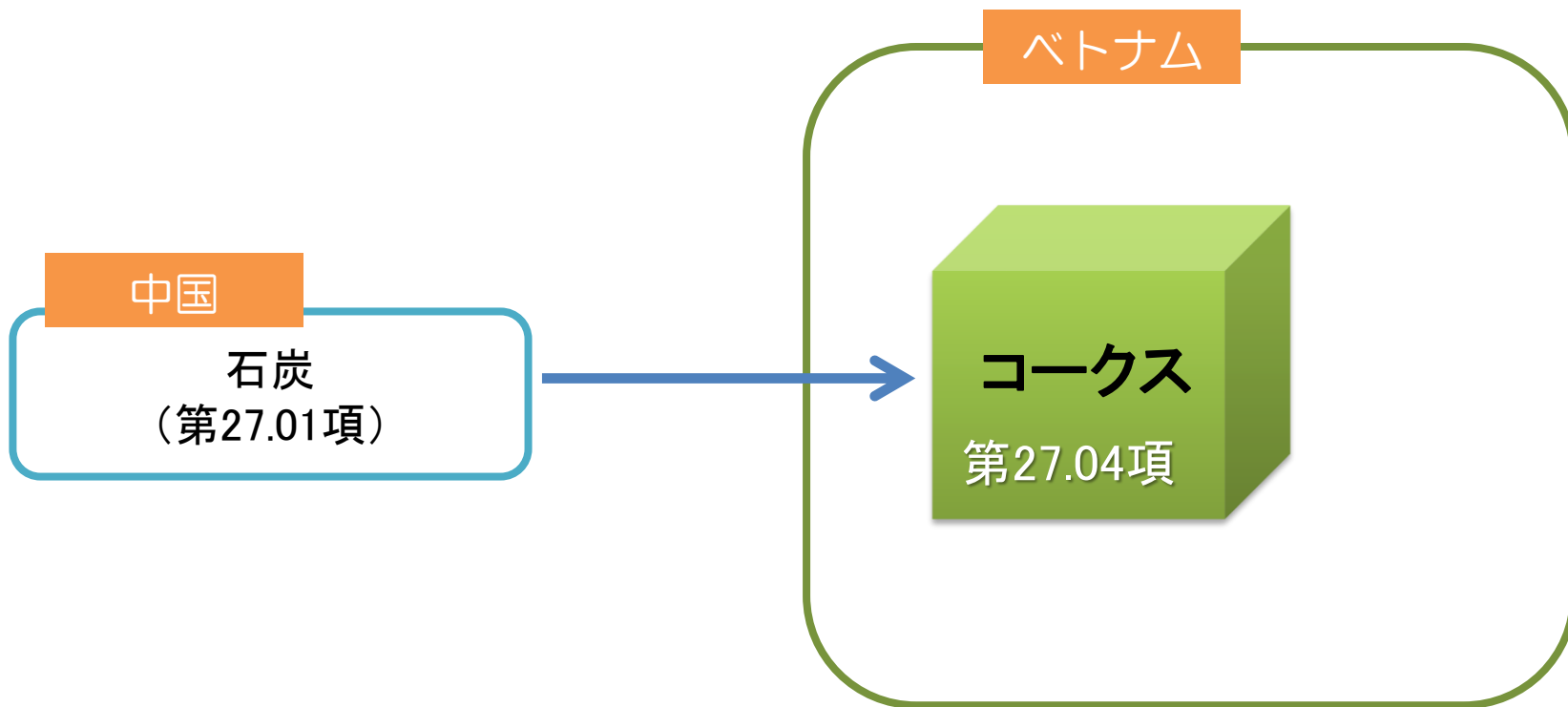
### (3) コークス(日ベトナムEPA)

#### -3. 日ベトナムEPAの場合

日ベトナムEPA品目別規則 第27.04項 :

CC

類の変更



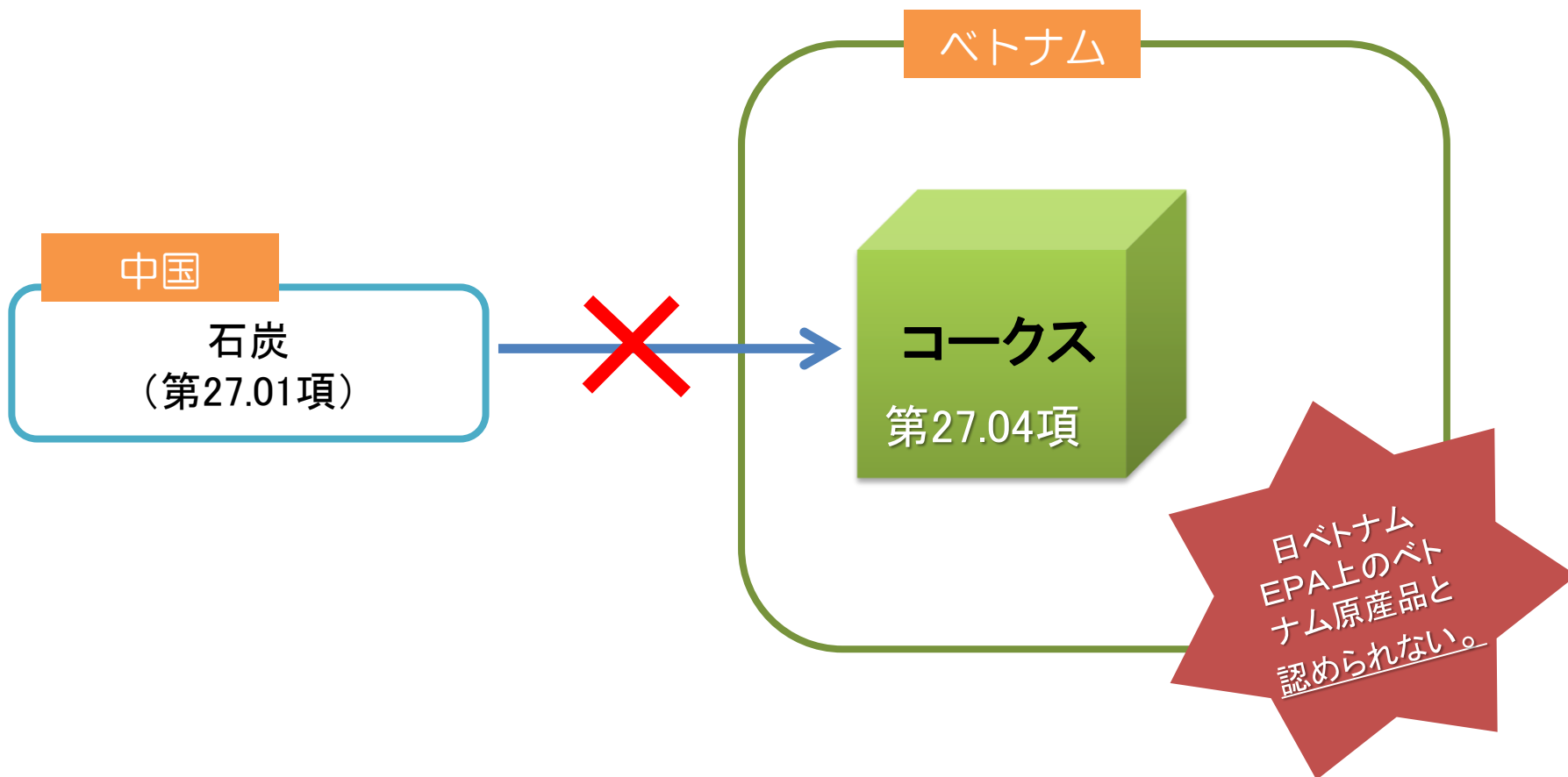
### (3) コークス(日ベトナムEPA)

#### -3. 日ベトナムEPAの場合

日ベトナムEPA品目別規則 第27.04項 :

CC

類の変更



(4) シーフードスープ  
(日アセアンEPA)

## (4) シーフードスープ(日アセアンEPA)

ベトナムでシーフードスープ(第2104.10号)を生産するが、日アセアンEPA上のベトナム原産品と認められるか？

### 材料

- 中国原産品 冷凍えび(第03.06項)
- 中国原産品 冷凍いか(第03.07項)
- 中国原産品 にんにく(第07.03項)
- 中国原産品 にんじん(第07.06項)
- 中国原産品 パプリカ(第07.09項)
- ベトナム原産品 トマト(第07.02項)
- ベトナム原産品 たまねぎ(第07.03項)
- ベトナム原産品 こしょう(第09.04項)
- ベトナム原産品 食塩(第25.01項)
- タイ原産品 チキンエキスパウダー(第21.04項)

ベトナム



シーフードスープ

**第2104.10号**



# (4) シーフードスープ(日アセアンEPA)

日アセアンEPA品目別規則:第2104.10号 CC

類の変更

中国

冷凍えび(第03.06項)  
冷凍いか(第03.07項)  
にんにく(第07.03項)  
にんじん(第07.06項)  
パプリカ(第07.09項)

タイ

チキンエキスパウダー  
(第21.04項)

ベトナム



シーフードスープ  
第2104.10号

トマト(第07.02項)  
たまねぎ(第07.03項)  
こしょう(第09.04項)  
食塩(第25.01項)

品目別規則  
を満たさない。  
救済規定は  
???

# 条件② 貨物が「原産品」であると認められること 累積

## 相手国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方

### 日タイEPA 第29条 累積

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される 他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

### 日タイEPA品目別規則 第20類(野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品)

2009.11  
2009.49

第2009.11号から第2009.49号までの各号の産品への 他の類の材料からの変更  
(第8類の材料からの変更を除く。)

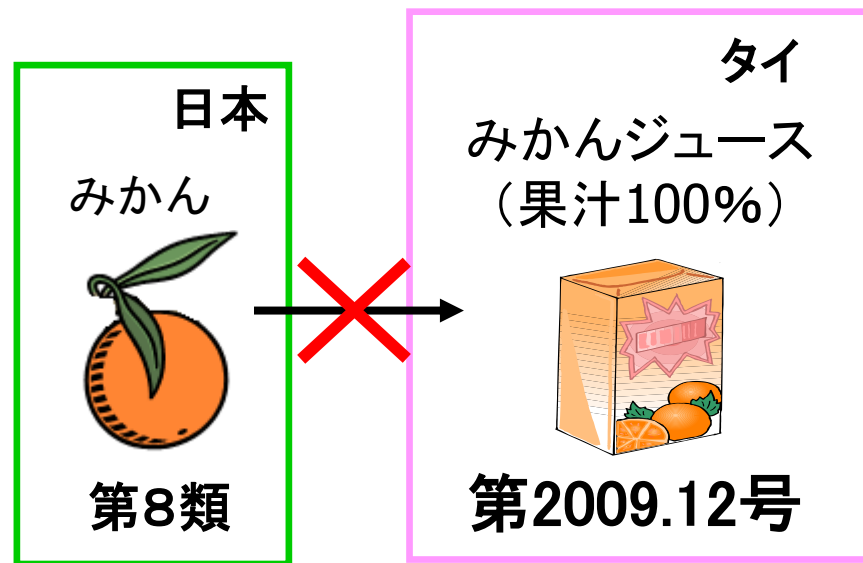
非原産材料のみかん (第8類) が 品目別規則を満たしていないことから、産品はタイの原産品とは認められない。

しかし...

みかんが 日本の原産品 の場合、累積の考え方を適用して、産品は日タイEPA上の タイの原産品と認めることが可能。

タイ原産品の資格を獲得し易いという大きなメリットがある。

※原産地証明書に「ACU」の記載が必要



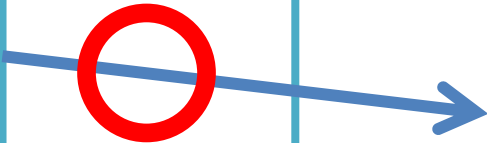
# (4) シーフードスープ(日アセアンEPA)

日アセアンEPA品目別規則:第2104.10号 CC

類の変更

中国

- 冷凍えび(第03.06項)
- 冷凍いか(第03.07項)
- にんにく(第07.03項)
- にんじん(第07.06項)
- パプリカ(第07.09項)



ベトナム



シーフードスープ  
第2104.10号

タイ

- チキンエキスパウダー  
(第21.04項)

累積適用

- トマト(第07.02項)
- たまねぎ(第07.03項)
- こしょう(第09.04項)
- 食塩(第25.01項)

日アセアンEPA  
上のベトナム原  
産品と認められ  
る

※累積:日アセアンEPA第29条

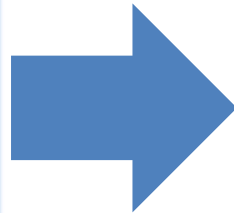
(5) フルーツミックス (日フィリピンEPA)  
(日アセアンEPA)

(5) フルーツミックス(日フィリピンEPA・日アセアンEPA)

フィリピンでフルーツミックス(HS2008.97)を生産するが、日フィリピンEPA・日アセアンEPA上のフィリピン原産品と認められるか？

材料

- フィリピン原産品パイナップル  
(第08.04項)
- フィリピン原産品パパイヤ  
(第08.07項)
- フィリピン原産品ナタデココ  
(第21.06項)
- フィリピン原産品水  
(第22.01項)
- イタリア産さくらんぼ  
(第08.09項)
- タイ産砂糖  
(第17.01項)
- 中国産くえん酸  
(第29.18項)



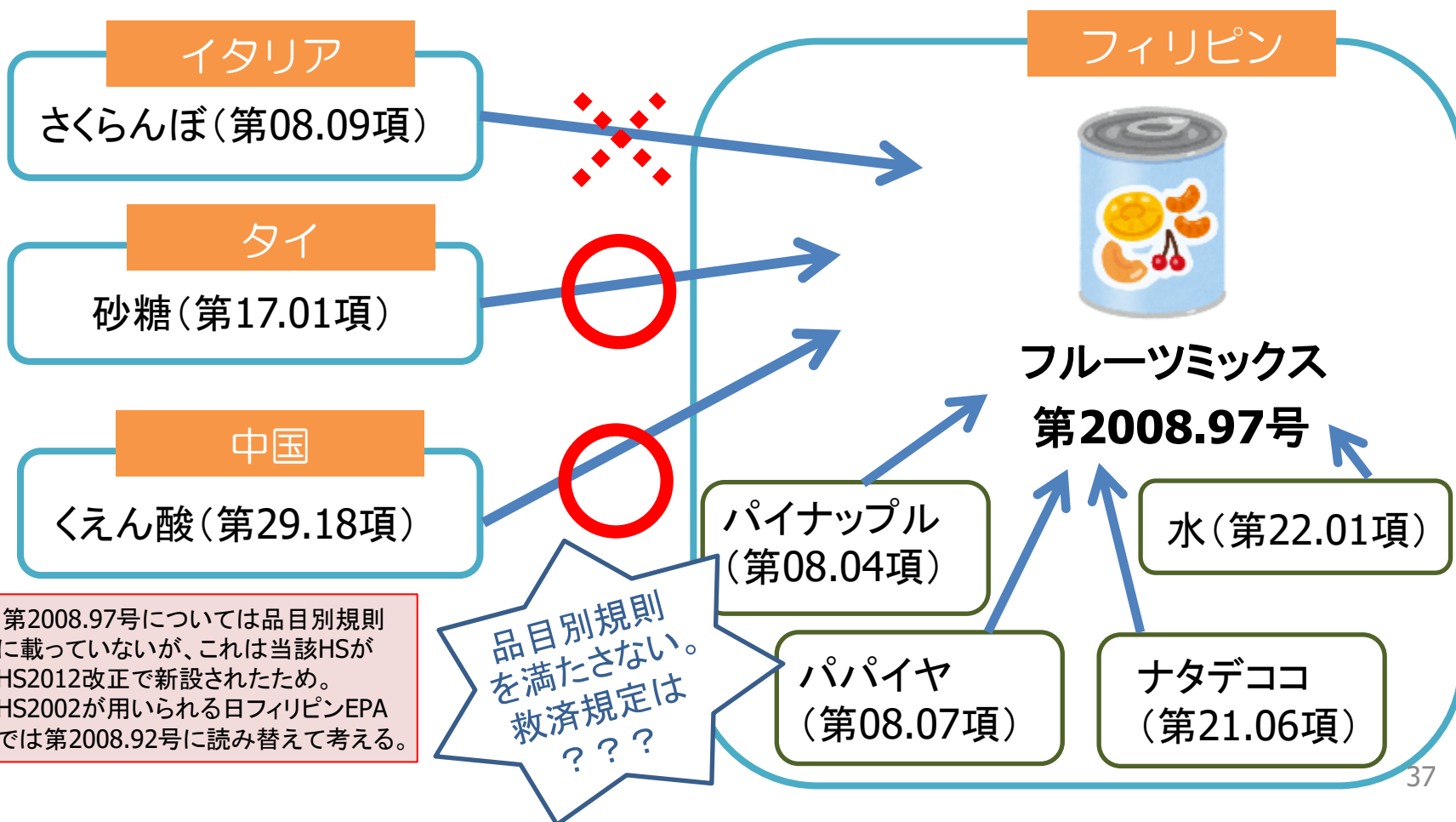
フィリピン



フルーツミックス  
第**2008.97**号

## (5) フルーツミックス(日フィリピンEPA)

日フィリピンEPA品目別規則 第2008.91号－第2008.92号：  
第2008.91号又は第2008.92号の産品への他の類の材料からの変更  
(第8類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)



## 僅少の非原産材料

**基準を満たさない非原産材料があったとしても、それがごく僅かなものなら無視しようという考え方**

## 日タイEPA 第30条 僅少の非原産材料

附属書2に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の製品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該製品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、**当該非原産材料が当該製品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。**

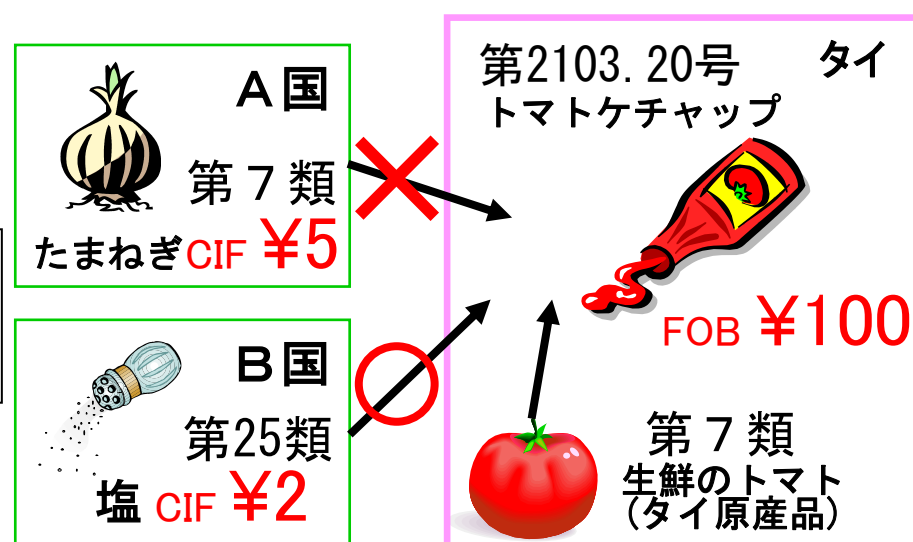
## 日タイEPA品目別規則 第21類 (各種の調製食料品)

2103.20 第2103.20号の製品への他の類の材料からの変更(第7類又は第20類の材料からの変更を除く。)

非原産材料のたまねぎ **(第7類)** が **品目別規則を満たしていない**ことから、**製品はタイの原産品と認められない。**

たまねぎの価額はトマトケチャップの価額の **5%** ← **日タイEPAの場合、7%以下なら僅少の非原産材料の規定が適用可能**

製品は日タイEPA上の**タイの原産品と認める**ことが可能となる。



※原産地証明書に「**DMI**」の記載が必要

(5) フルーツミックス(日フィリピンEPA)

参考

主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表(抜粋)

	第1類	第2類 第3類	第4類~ 第8類	第9類	第10類~ 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類	
日シンガポール	×										製品のFOB価	
日メキシコ	製品の取引価額の10%以下(※)	×	製品の取引価額の10%以下(※)				×	製品の取引価額				
日マレーシア 日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン	×											
日チリ	×										製品のFOB価額の7%以下	2008.92: 製品のFOB価額の10%以下 2008.92以外: 製品のFOB価額の7%以下

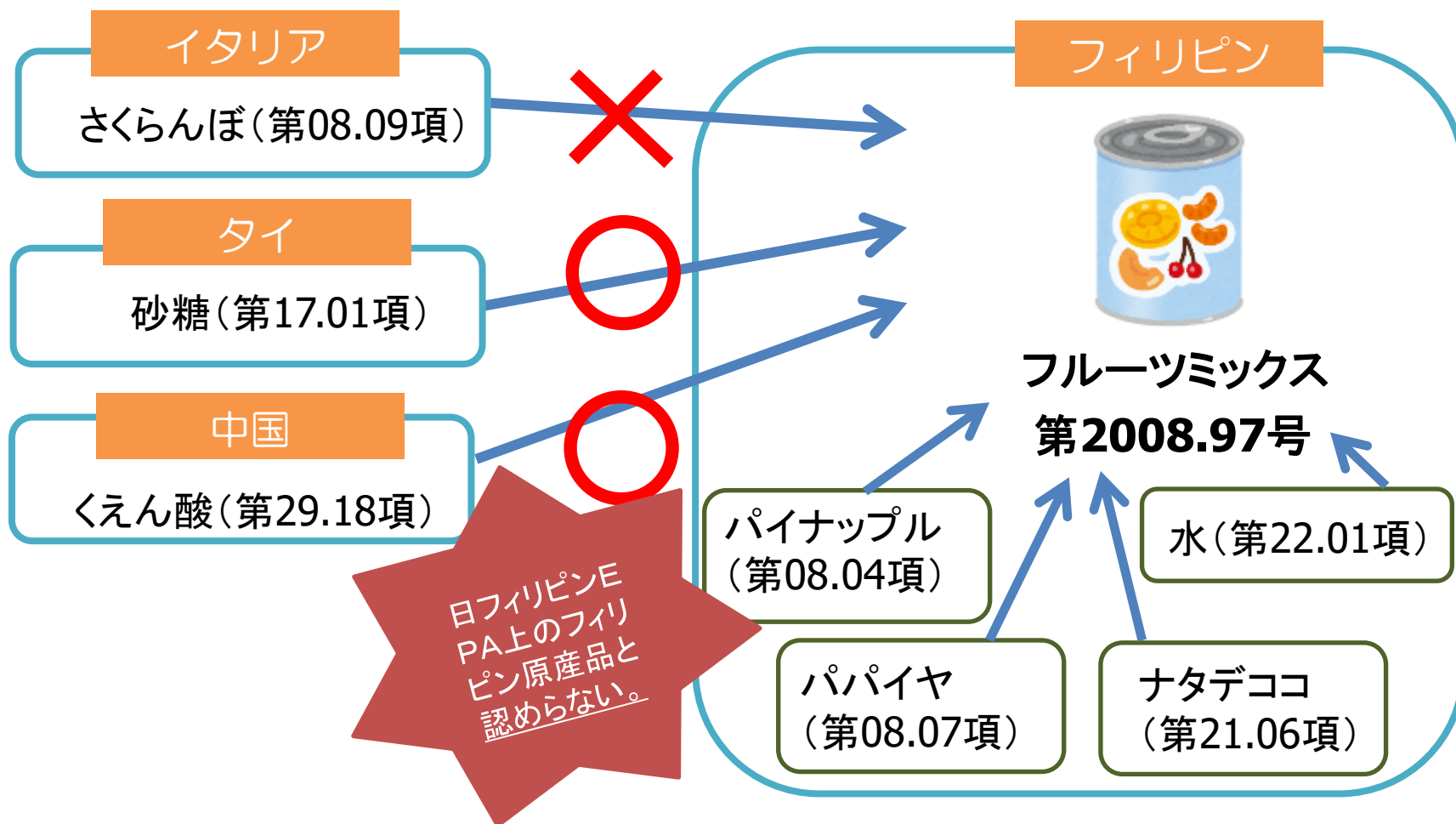
※日フィリピンEPA第31条  
附属書2第1節一般的注釈(f)

×印・・・僅少の設定が無い。



## (5) フルーツミックス(日フィリピンEPA)

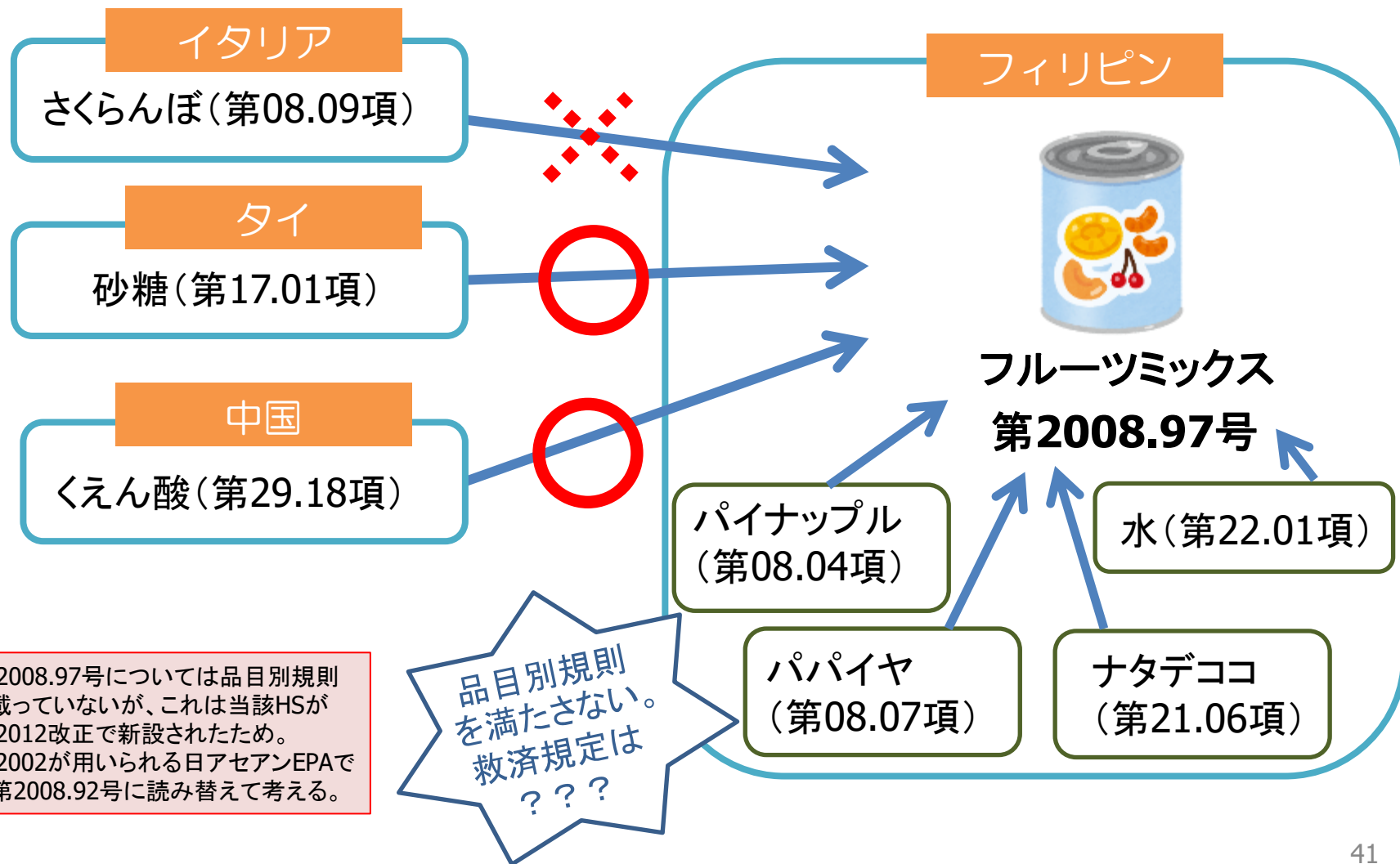
日フィリピンEPA品目別規則 第2008.91号－第2008.92号：  
第2008.91号又は第2008.92号の産品への他の類の材料からの変更  
(第8類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)



# (5) フルーツミックス(日アセアンEPA)

日アセアンEPA品目別規則 第2008.92号:CC(第8類からの変更を除く。)

類の変更



注: 第2008.97号については品目別規則に載っていないが、これは当該HSがHS2012改正で新設されたため。HS2002が用いられる日アセアンEPAでは第2008.92号に読み替えて考える。

(5) フルーツミックス(日アセアンEPA)

参考

主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表(抜粋)

	第1類	第2類 第3類	第4類~ 第8類	第9類	第10類~ 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類	
日シンガポール	×										製品のFOB価	
日メキシコ	製品の取引価額の10%以下(※)	×	製品の取引価額の10%以下(※)				×	製品の取引価額				
日マレーシア 日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン	×											
日チリ	×										製品のFOB価額の7%以下	2008.02: 製品のFOB価額の10%以下 2008.02以外: 製品のFOB価額の7%以下
日タイ	×										産	
日アセアン包括	×					製品のFOB価額の10%以下	×	1803.10, 1803.20, 1805.00: 製品のFOB価額の10%以下 その他:×	製品のFOB価額の10%以下			

※日アセアンEPA第28条

# (5) フルーツミックス(日アセアンEPA)

日アセアンEPA品目別規則 第2008.92号:CC(第8類からの変更を除く。)

$$\frac{\$2}{\$200} = 1\% \leq 10\%$$

類の変更

フィリピン



FOB \$200

イタリア  
CIF\$2  
さくらんぼ(第08.09項)

僅少適用

タイ  
砂糖(第17.01項)

中国  
くえん酸(第29.18項)

パイナップル(第08.04項)

パパイヤ(第08.07項)

水(第22.01項)

ナタデココ(第21.06項)

フルーツミックス  
第2008.97号

日アセアンEPA上のフィリピン原産品と認められる。

## (6) 合成繊維製織物(日インドネシアEPA)

## (6) 合成繊維製織物(日インドネシアEPA)

下記の材料を使用し、インドネシアで生産するポリエステル製織物(HS5407.10)は、日インドネシアEPA上のインドネシア原産品と認められるか？

### OAI FABRICS (INDONESIA) CO.,LTD

3707, ABC ROAD, JAKARTA, INDONESIA

#### MATERIAL LIST

【Product Information】

Product Name: Polyester Fabric  
Style Nb: 1358615  
HS Code: 540710  
Weight: 1200g/Roll

※この事例に限り  
1Roll =1m と仮定

	Material	HS code	Weight/m	Note
1	Polyester Yarn	54.02	750g	Indonesia Origin
2	Polyester Yarn	54.02	30g	Imported from China Spun in China
3	Polyester Yarn	54.02	400g	Imported from Thailand Spun in Thailand
4	Polyester Yarn	54.02	20g	Imported from India Spun in India

中国、タイ及びインドで紡績した糸を使用している。

## (6) 合成繊維製織物(日インドネシアEPA)

### 【ポイント1】

日インドネシアEPAの特恵税率を適用する上で非原産材料を使用する場合には、同協定の原産品の規定(第29条)に定める要件をみたすことが必要

### OAI FABRICS (INDONESIA) CO.,LTD

3707, ABC ROAD, JAKARTA, INDONESIA

#### MATERIAL LIST

【Product Information】

Product Name: Polyester Fabric  
Style Nb: 1358615  
HS Code: 5407.10  
Weight: 1200g/Roll

	Material	HS code	Weight/m	Note	品目別規則を満たす必要
1	Polyester Yarn	54.02	750g	Indonesia Origin	無
2	Polyester Yarn	54.02	30g	Imported from China Spun in China	有
3	Polyester Yarn	54.02	400g	Imported from Thailand Spun in Thailand	有
4	Polyester Yarn	54.02	20g	Imported from India Spun in India	有

#### 第29条 原産品

1(c) 非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

3 1(c)の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附属書2に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する。

(6) 合成繊維製織物(日インドネシアEPA)

品目別規則

締約国又はアセアン第3国で

- ◆ (繊維から糸に)紡績
- ◆ 糸を浸染
- ◆ 糸をなせん



インドネシアで

- ◆ 製織



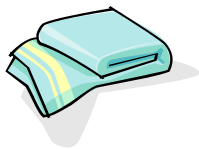
第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の産品への第五四・〇七項及び第五四・〇

八項以外の項の材料からの変更(第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。)又は、

産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されること(第五四・〇七項又は第五四・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

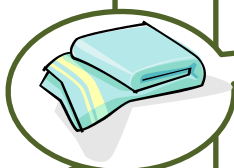
締約国又はアセアン第3国で

- ◆ 製織



インドネシアで

- ◆ 産品を浸染
- ◆ 産品をなせん





# (6) 合成繊維製織物(日インドネシアEPA)

## 【ポイント2】

中国及びインドで紡績された糸(HS54.02)を使用すると、品目別規則を満たさない

OAI FABRICS (INDONESIA) CO.,LTD

3707, ABC ROAD, JAKARTA, INDONESIA

### MATERIAL LIST

【Product Information】

Product Name: Polyester Fabric  
 Style Nb: 1358615  
 HS Code: 540710  
 Weight: 1200g/Roll

**東南アジア諸国連合**

- ・カンボジア
- ・インドネシア
- ・ラオス
- ・フィリピン
- ・ミャンマー
- ・タイ
- ・ベトナム
- ・シンガポール
- ・ブルネイ
- ・マレーシア

第五四類 人造繊維の長繊維及びその織物  
 第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の産品への第五四・〇七項及び第五四・〇八項以外の項の材料からの変更(第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはせんされる場合に限る。)又は、

	Material	HS code	Weight/m	Note	品目別規則を満たす必要	品目別規則を
1	Polyester Yarn	54.02	750g	Indonesia Origin	無	—
2	Polyester <b>Yarn</b>	<b>54.02</b>	30g	Imported from China Spun in <b>China</b>	有	<b>満たさない</b>
3	Polyester <b>Yarn</b>	<b>54.02</b>	400g	Imported from Thailand Spun in <b>Thailand</b>	有	満たす
4	Polyester <b>Yarn</b>	<b>54.02</b>	20g	Imported from India Spun in <b>India</b>	有	<b>満たさない</b>

# (6) 合成繊維製織物(日インドネシアEPA)

## 【ポイント3】

品目別規則を満たさない非原産材料については、救済的な規定(例えば、累積や僅少の非原産材料)の適用を考える

### OAI FABRICS (INDONESIA) CO.,LTD

3707, ABC ROAD, JAKARTA, INDONESIA

#### MATERIAL LIST

【Product Information】

Product Name: Polyester Fabric  
 Style Nb: 1358615  
 HS Code: 5407.10  
 Weight: 1200g/Roll

※この事例に限り  
1Roll = 1m と仮定

	Material	HS code	Weight/m	Note	品目別規則を満たす必要	品目別規則を	DMI
1	Polyester Yarn	54.02	750g	Indonesia Origin	無	-	-
2	Polyester <b>Yarn</b>	<b>54.02</b>	30g	Imported from China Spun in <b>China</b>	有	<b>満たさない</b>	<b>?</b>
3	Polyester <b>Yarn</b>	<b>54.02</b>	400g	Imported from Thailand Spun in <b>Thailand</b>	有	満たす	-
4	Polyester <b>Yarn</b>	<b>54.02</b>	20g	Imported from India Spun in <b>India</b>	有	<b>満たさない</b>	<b>?</b>

第三十一条 僅少の非原産材料  
 附属書二に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の製品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該製品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該製品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。  
 附属書二(第三章関係) 品目別規則  
 (e) 第三十一条に規定する特定の割合であつて、製品の生産に使用される非原産材料(関連する関税分類の変更が行われないものに限る。)の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。  
 (i) 統一システムの第二八類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に規定する製品については、当該製品の価額の十パーセント  
 (ii) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に規定する製品については、当該製品の重量の七パーセント

# (6) 合成繊維製織物(日インドネシアEPA)

## 【ポイント3】

品目別規則を満たさない非原産材料については、救済的な規定(例えば、累積や僅少の非原産材料)の適用を考える

### OAI FABRICS (INDONESIA) CO.,LTD

3707, ABC ROAD, JAKARTA, INDONESIA

#### MATERIAL LIST

【Product Information】

Product Name: Polyester Fabric  
 Style No: 1358615  
 HS Code: 540710  
 Weight: 1200g/Roll

※この事例に限り  
1Roll = 1m と仮定

$1200g \times 7\% = 84g$

$30g + 20g = 50g$

	Material	HS code	Weight/m	Note	品目別規則を満たす必要	品目別規則を	DMI
1	Polyester Yarn	54.02	750g	Indonesia origin	無	-	-
2	Polyester Yarn	54.02	30g	Imported from China Spun in China	有	満たさない	適用可
3	Polyester Yarn	54.02	400g	Imported from Thailand Spun in Thailand	有	満たす	-
4	Polyester Yarn	54.02	20g	Imported from India Spun in India	有	満たさない	適用可

日インドネシアEPA上のインドネシア原産品と認められる。

第三十一条 僅少の非原産材料

附属書二に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の製品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該製品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該製品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。

附属書二(第三章関係) 品目別規則

(e) 第三十一条に規定する特定の割合であって、製品の生産に使用される非原産材料(関連する関税分類の変更が行われないものに限る。)の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。

(i) 統一システムの第二八類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に規定する製品については、当該製品の価額の十パーセント

(ii) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に規定する製品については、当該製品の重量の七パーセント

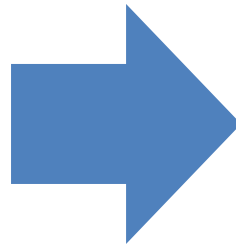
## (7) 女性用革靴(日ベトナムEPA)

## (7) 女性用革靴(日ベトナムEPA)

ベトナムで女性用革靴(HS64.03)を生産するが、日ベトナムEPA上のベトナム原産品と認められるかどうか？

### 材料

- 中国産プラスチック  
(第39.21項)
- 中国産革地  
(第41.07項)
- ベトナム所在の会社から購入した靴底  
(第64.06項)



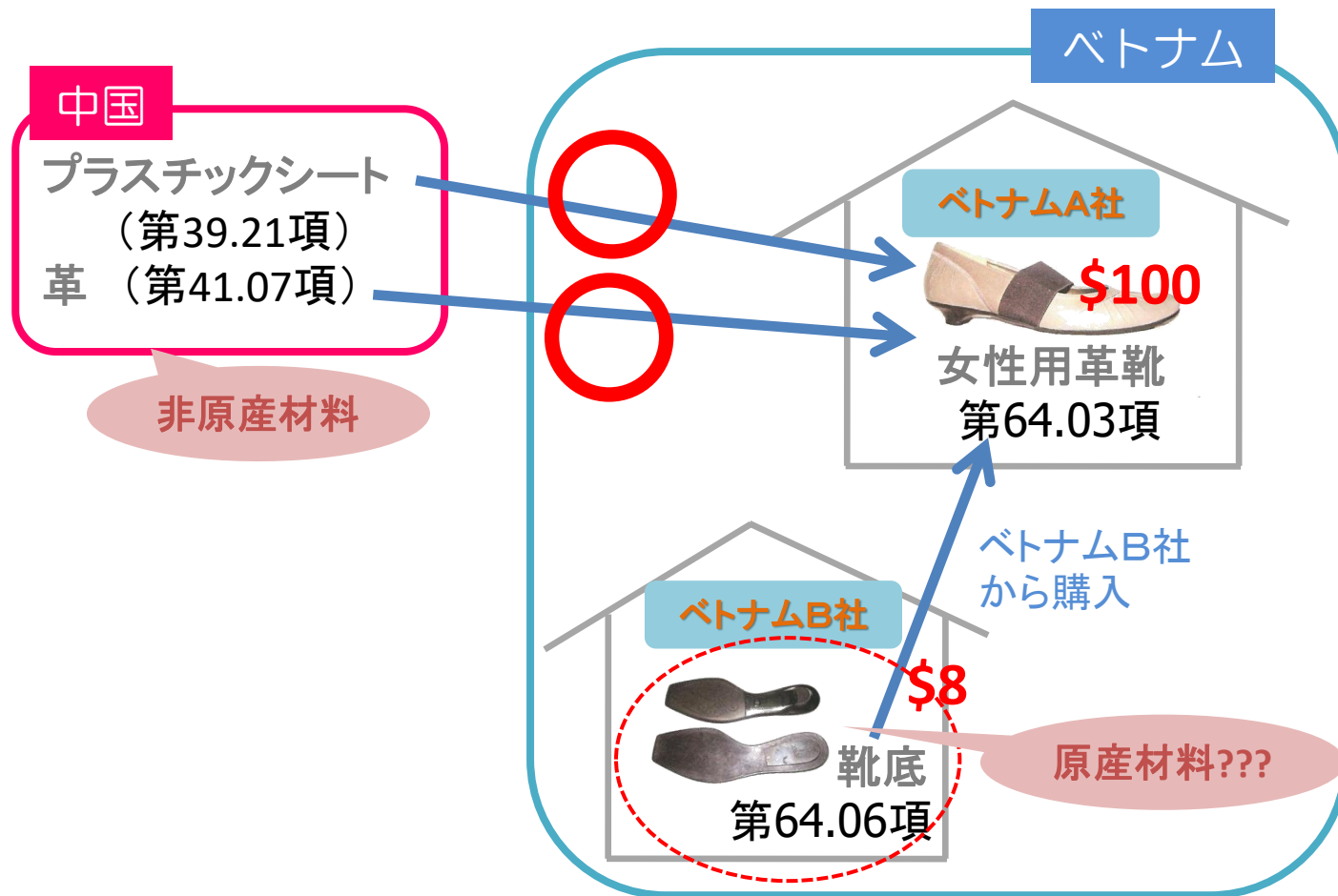
ベトナム



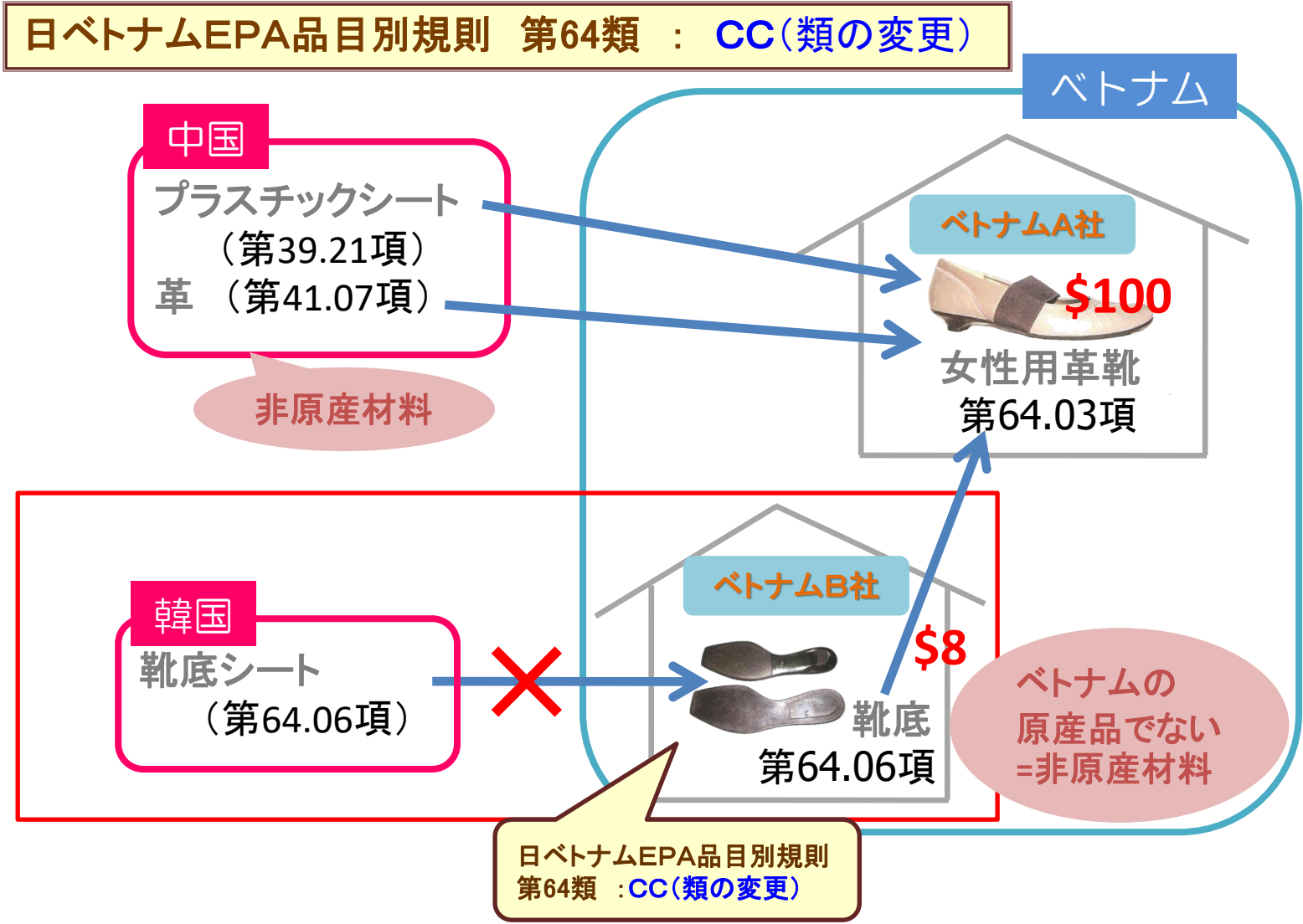
女性用革靴  
第64.03項

# (7) 女性用革靴(日ベトナムEPA)

日ベトナムEPA品目別規則 第64類 : CC(類の変更)



# (7) 女性用革靴(日ベトナムEPA)



# (7) 女性用革靴(日ベトナムEPA)

日ベトナムEPA品目別規則 第64類 : CC(類の変更)

**中国**  
プラスチックシート  
(第39.21項)  
革 (第41.07項)

非原産材料



ベトナム

ベトナムA社



\$100

女性用革靴  
第64.03項

ベトナムB社



靴底  
第64.06項

\$8

品目別規則を  
満たさない。  
しかし  
僅少の規定は  
???

非原産材料

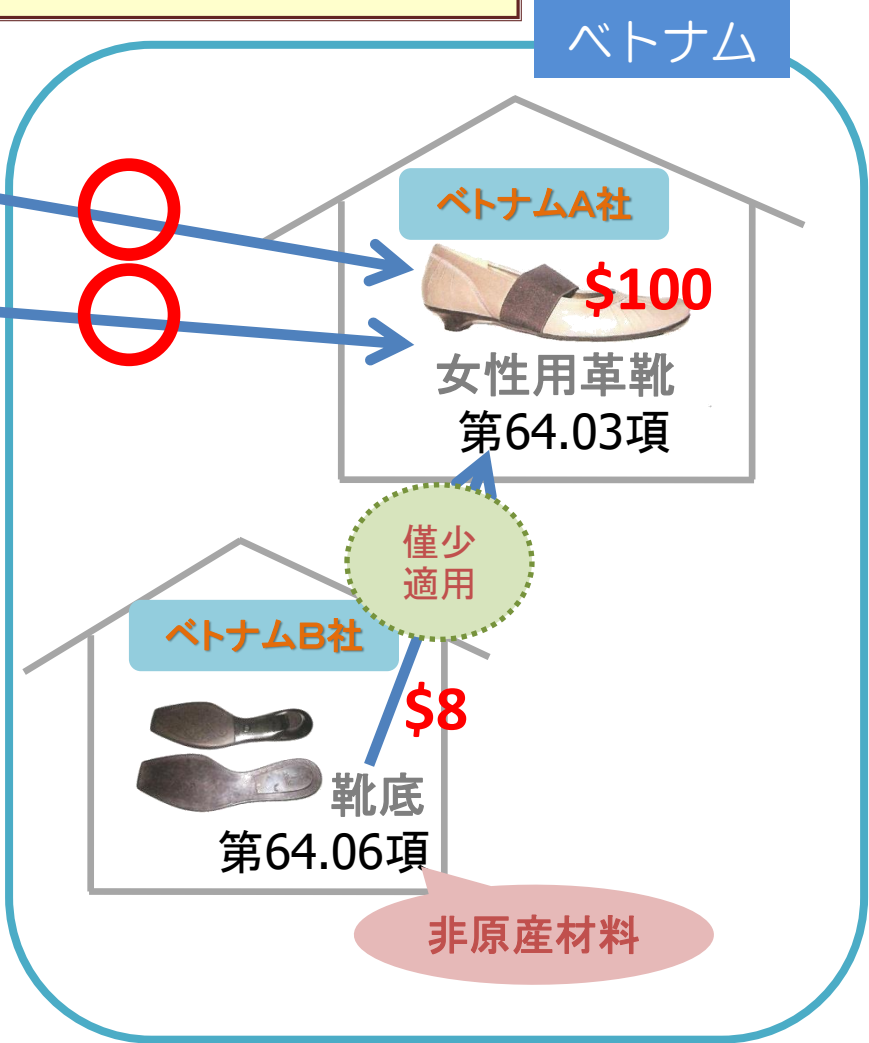


# (7) 女性用革靴(日ベトナムEPA)

日ベトナムEPA品目別規則 第64類 : CC(類の変更)

**中国**  
プラスチックシート  
(第39.21項)  
革 (第41.07項)

非原産材料



【日ベトナムEPA第28条  
僅少の非原産材料】  
第64類: 製品のFOBの10%以下

$$\frac{8}{100} = 8\% \leq 10\%$$

僅少の非原産材料の規定を適用すれば、日ベトナムEPA上のベトナム原産品と認められる。

## (8) プルオーバー(日アセアンEPA)

## (8) プルオーバー(日アセアンEPA)

カンボジアでプルオーバー(HS6110.30)を生産するが、日アセアンEPA上のカンボジア原産品と認められるか？

### 材料

- ベトナムで完全にメリヤス編みされた生地(第60.06項)
- インドで生産された生地(第60.01項)
- 中国で生産された生地(第54.07項)
- 中国で生産された縫糸(第54.01項)

カンボジア



プルオーバー  
第6110.30号

(8) プルオーバー(日アセアンEPA)

日アセアンEPA 品目別規則: 第61.10項

**CC**(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが**1又は2以上の締約国において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。**)

類の変更

生地

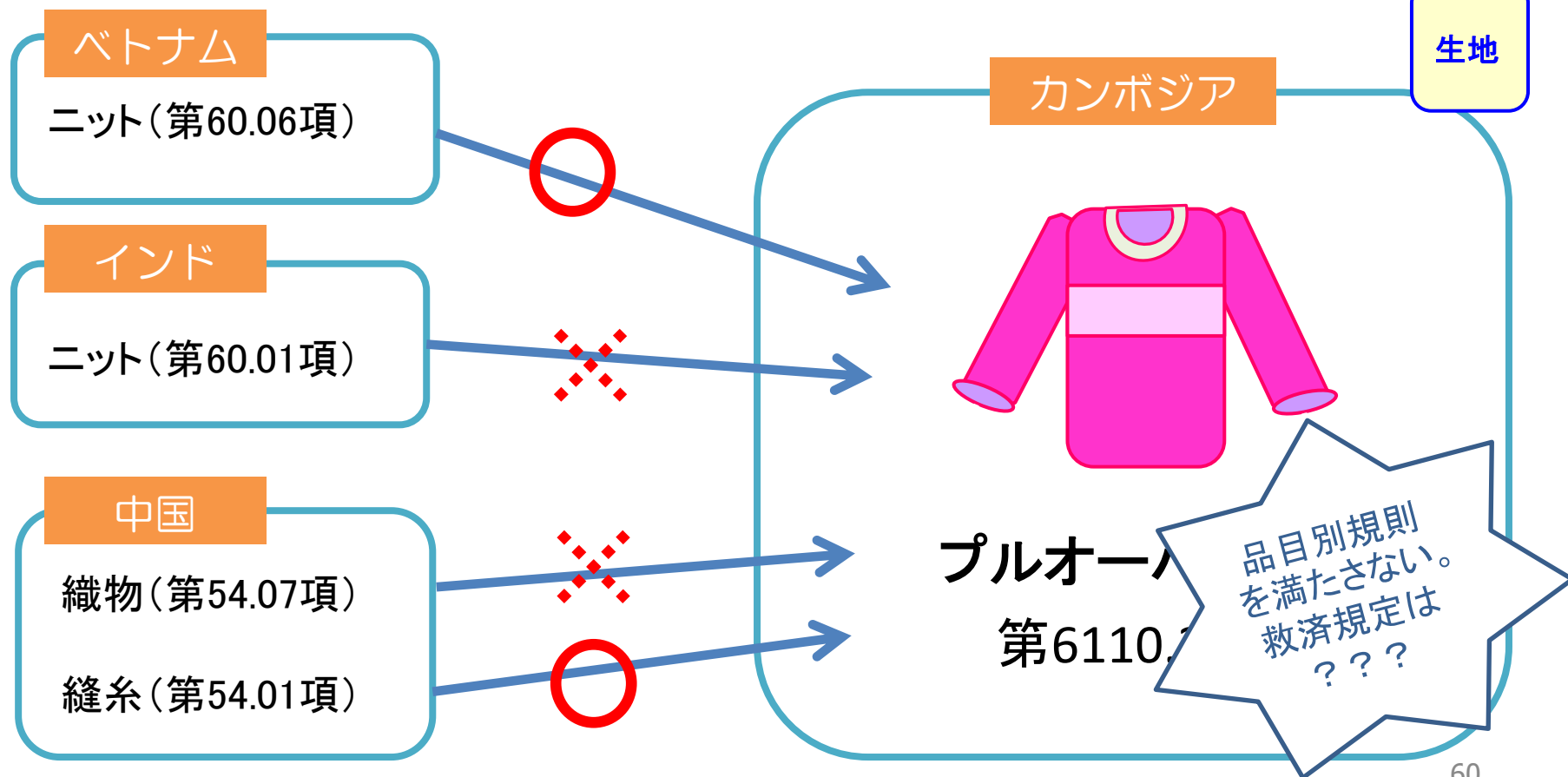
非原産材料について

原則:**類の変更**があればよい。ただし、非原産材料が、50～55、60類の生地である場合に限り、当該生地自体が日アセアン協定締約国で編み立てされていなければならない

## (8) プルオーバー(日アセアンEPA)

### 日アセアンEPA品目別規則 第61.10項 :

CC(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが1又は2以上の締約国において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。)



# (8) プルオーバー(日アセアンEPA)

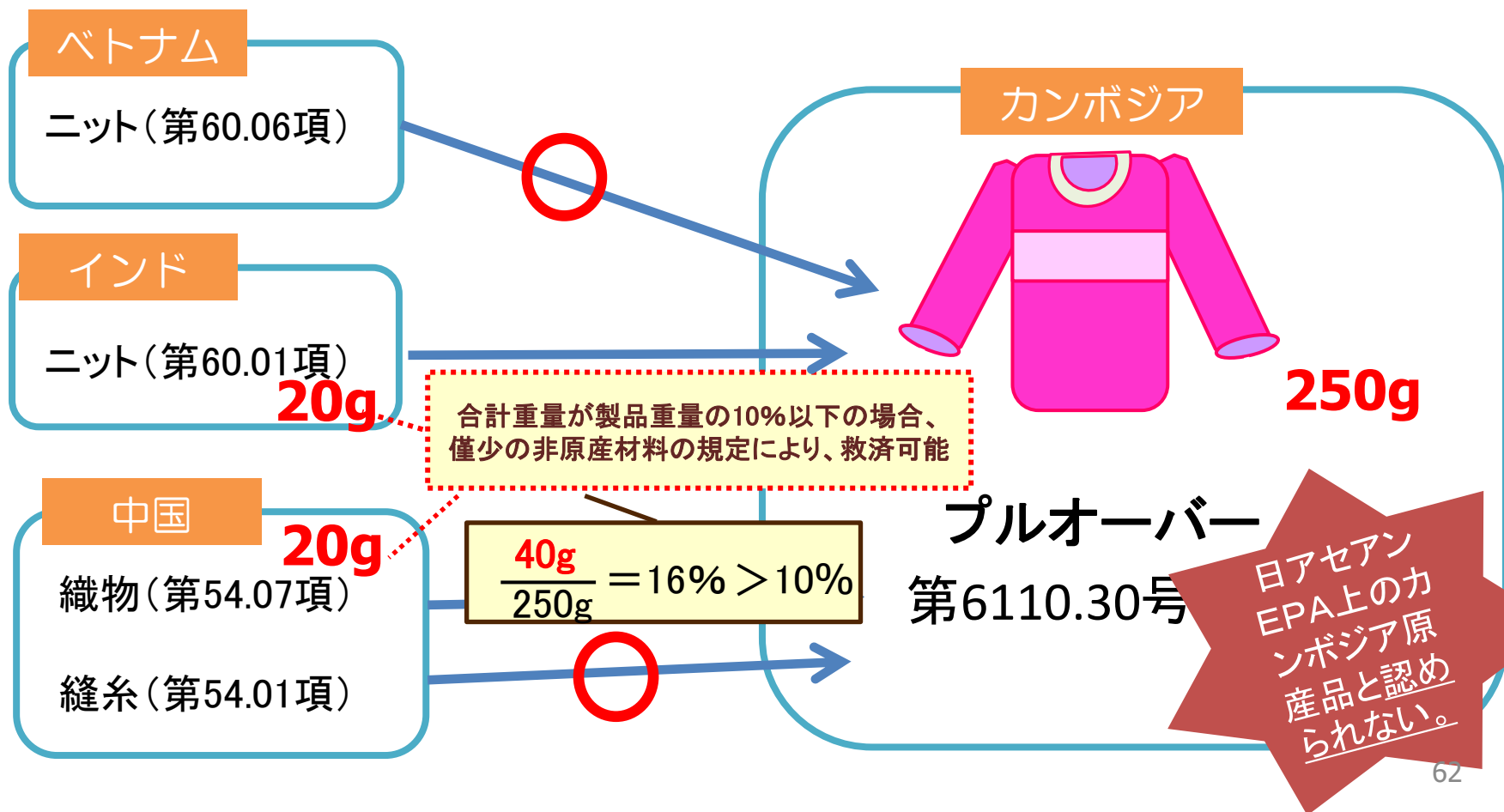
## 主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表 \*適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。

	第28類	第29類	第30類～ 第34類	第35類	第36類～ 第37類	第38類	第39類～ 第45類	第46類	第47類～ 第49類	第50類	第51類	第52類	第53類	第54類～ 第63類	
日シンガ ポール EPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				産額	
日メキシコ EPA	製品の取引価額の10%以下									関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸の総重量が当該材料の総重量の7%以下である場合(※2)				産額	
日日本 フィリ ピネ インド ネシ ア シン ガ ポ ール EPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				産価	
日チリEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				産額	
日タイEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				産額	
日アセ ンEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				産額	
日オース トラ リア EPA	製品の工場渡し価額の10%以下(※3)									製品の重量の7%以下				産額	
日ベトナム EPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				産額	

## (8) プルオーバー(日アセアンEPA)

### 日アセアンEPA品目別規則 第61.10項：

CC(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、**第54.07項**、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は**第60類**の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが1又は2以上の締約国において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。)



# 「関税分類を決定する構成部分」の規定

※一般特惠、日スイス協定、日オーストラリア協定、日モンゴル協定、日インド協定にはない。

第61類から第63類  
の品目別規則に規定

「50～63類に該当しない材料については、繊維を含むか否かを問わず考慮しない」旨の規定有

当該産品について適用される規則は、これらの産品の**関税分類を決定する構成部分**についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

言い換えれば...

非原産材料を使用している場合でも、当該材料が、**関税分類を決定する構成部分に該当しなければ、当該材料については品目別規則を考慮する必要はない。**



# 「関税分類を決定する構成部分」とは？

原産地規則解釈例規の制定について(平成26年6月13日 財関第598号)

61 類～63 類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について

衣類における「関税分類を決定する構成部分」は、原則として、**製品の表側の生地**(袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身頃等に装飾的効果をもたせるための加工(例えば、ひだ付け)を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。)に**占める面積が最も大きい構成材料から成る部分とする**。この場合において、**製品が属する号(HS6桁)**に規定する材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。

また、上半身用の衣類において、裏側の生地(裏地)が全面に張られており、かつ、その全周が表側の生地に縫い付けられている場合にあつては、上記で選択された表側の生地に加え、当該裏地部分を「関税分類を決定する構成部分」とする。

## 【対象となる協定等】


シンガポール協定、メキシコ協定、マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、ペルー協定、TPP11協定、日英協定

(8) プルオーバー(日アセアンEPA)

「**製品が属する号(HS6桁)**」について

第61類及び第62類における物品の所属の決定に関する基本的な考え方

類(2桁)	生地が編物か織物か?	第61類:ニット衣類 第62類:それ以外の衣類
項(4桁)	形状は?	衣類、衣類附属品、用途による分類
号(6桁)	構成する繊維の種類は?	材質による分類
【参考】国内細分(9桁)	ししゅう/レース/模様編み、毛皮の有無等	装飾、特徴等による分類



- ・ ニット生地
- ・ プルオーバー
- ・ 人造繊維製

↓

第6110.30号

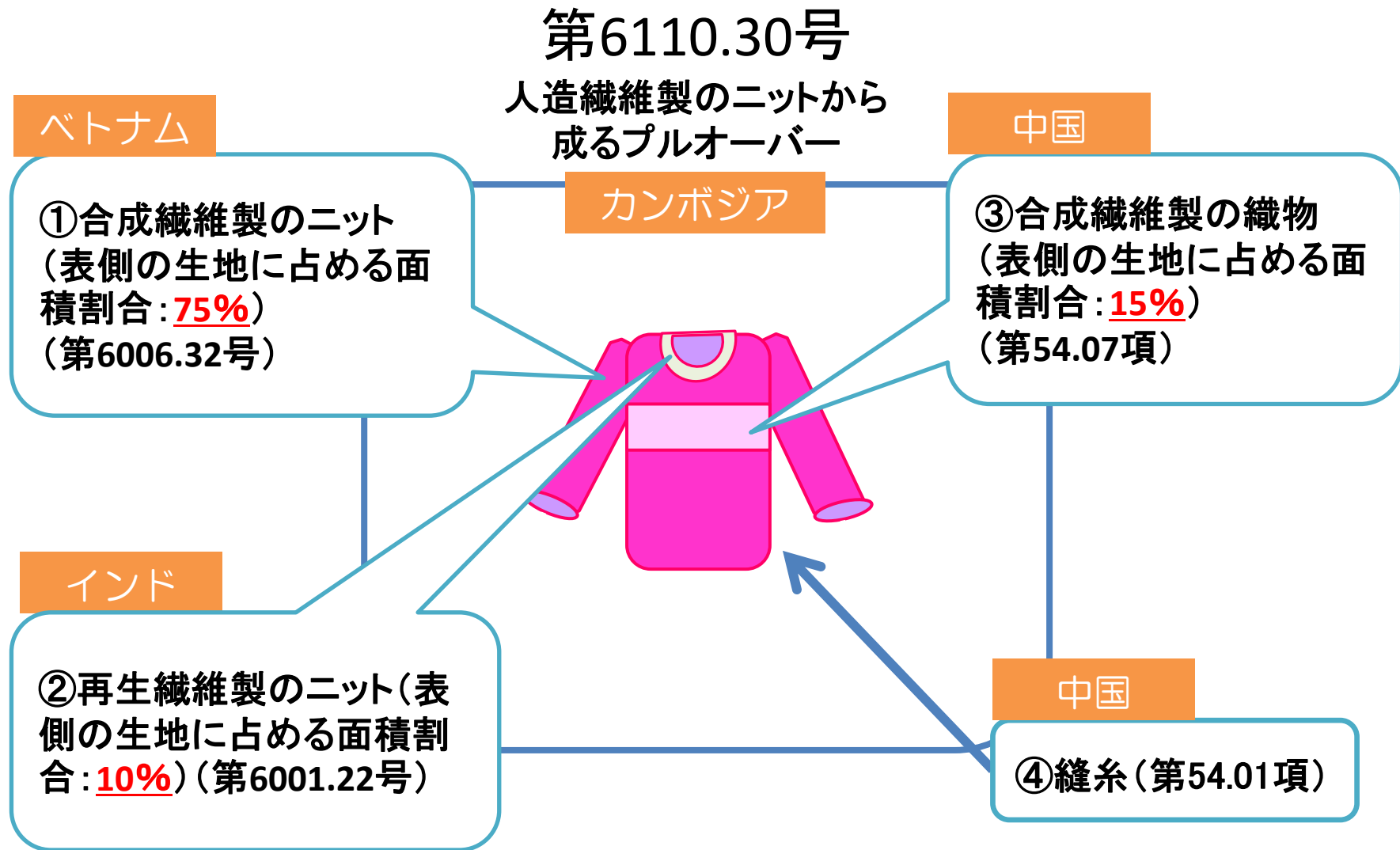
第11部 紡織用繊維及びその製品

第61類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)

81.10	ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)
8110.11	羊毛製又は獣毛製のもの
010	1 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの
020	2 その他のもの
8110.12	カシミア毛製のもの
010	1 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの
020	2 その他のもの
8110.19	その他のもの
010	1 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの
020	2 その他のもの
8110.20	綿製のもの
010	1 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの
011	- トレーナー
019	- その他のもの
020	2 その他のもの
021	- トレーナー
029	- その他のもの
8110.30	人造繊維製のもの
010	1 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの
011	- トレーナー
	- その他のもの
	-- 合成繊維製のもの
	--- アクリル又はモダクリルのもの
012	---- アクリルのもの

(8) プルオーバー(日アセアンEPA)

関税分類を決定する構成部分は①～④のうちどれか？



## (8) プルオーバー(日アセアンEPA)

「産品が属する号(HS6桁)に規定する材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。」(解釈例規)



産品が属する号  
= 第6110.30号

①+②人造繊維製のニット(表側の生地)に占める面積割合: **85%**

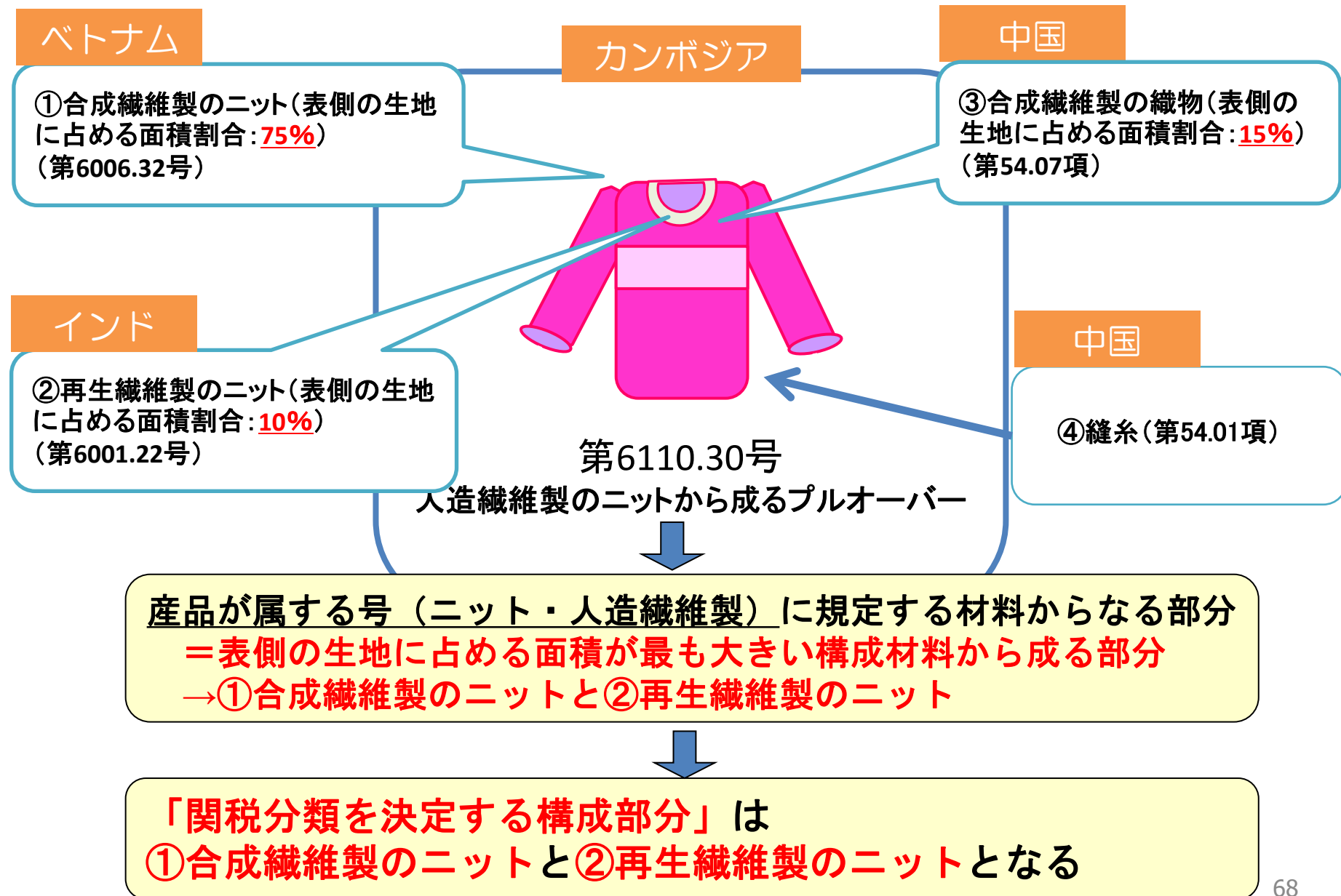
①合成繊維製のニット(表側の生地)に占める面積割合: **75%**

②再生繊維製のニット(表側の生地)に占める面積割合: **10%**

③合成繊維製の織物(表側の生地)に占める面積割合: **15%**

61.10	ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)
	羊毛製又は織獣毛製のもの
6110.11	羊毛製のもの
	010 1 ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの
	020 2 その他のもの
6110.12	カシミア毛製のもの
	010 1 ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの
	020 2 その他のもの
6110.19	その他のもの
	010 1 ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの
	020 2 その他のもの
6110.20	綿製のもの
	010 1 ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの
	011 - トレーナー
	019 - その他のもの
	020 2 その他のもの
	021 - トレーナー
	029 - その他のもの
6110.30	人造繊維製のもの
	010 1 ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの
	011 - トレーナー
	- - - その他のもの
	- - - 合成繊維製のもの
	- - - - アクリル又はモダクリルのもの
	012 - - - - アクリルのもの
	- - - - モダクリルのもの
	014 - - - ポリエステルのもの
	015 - - - その他の合成繊維製のもの
	019 - - 再生繊維又は半合成繊維製のもの
	020 2 その他のもの
	021 - トレーナー
	- - - その他のもの
	- - - 合成繊維製のもの
	- - - - アクリル又はモダクリルのもの
	022 - - - - アクリルのもの
	023 - - - - モダクリルのもの
	024 - - - ポリエステルのもの
	025 - - - その他の合成繊維製のもの
	029 - - 再生繊維又は半合成繊維製のもの
6110.90	その他の紡織用繊維製のもの
	010 1 ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの
	020 2 その他のもの

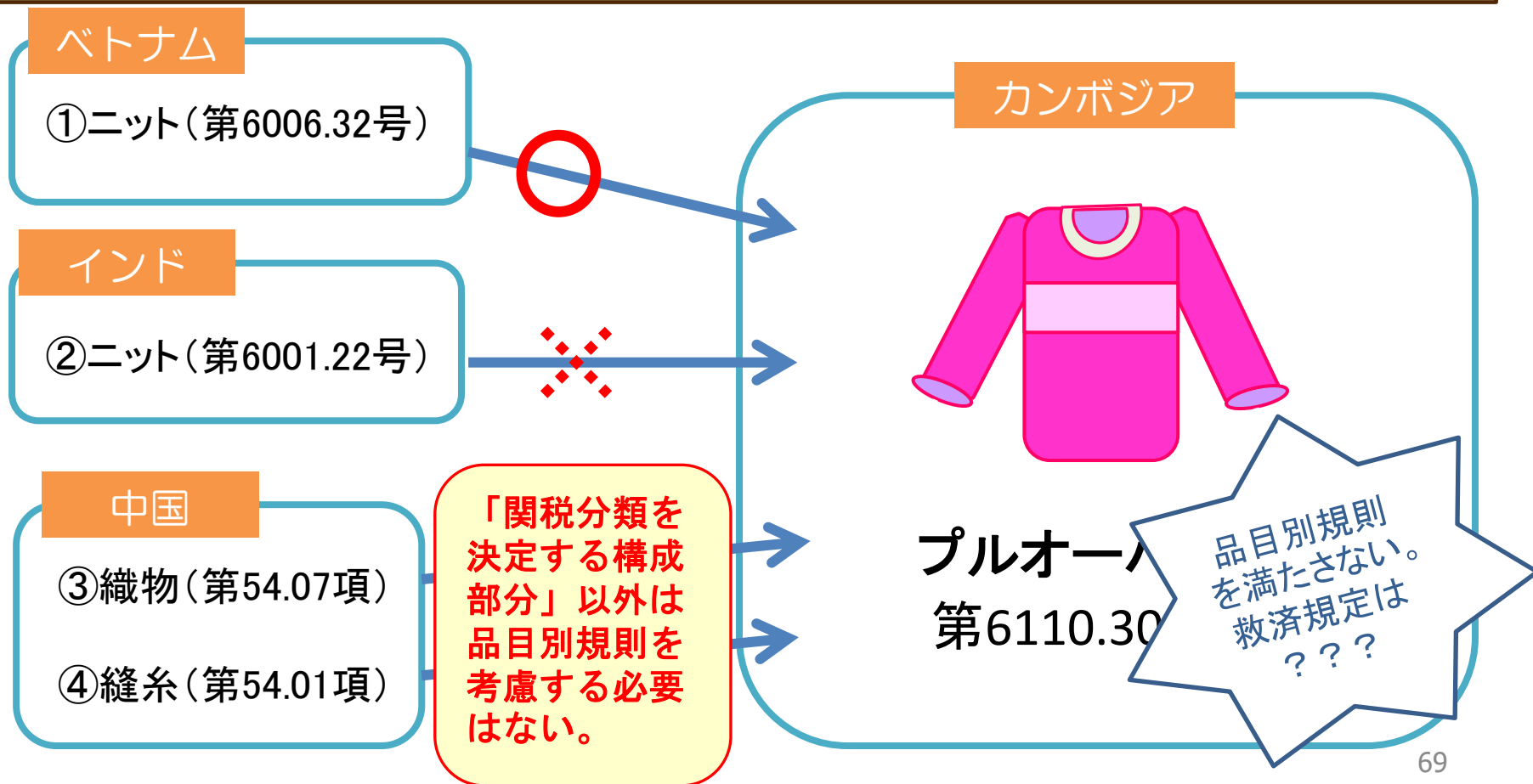
## (8) プルオーバー(日アセアンEPA)



## (8) プルオーバー(日アセアンEPA)

### 日アセアンEPA品目別規則 第61.10項 :

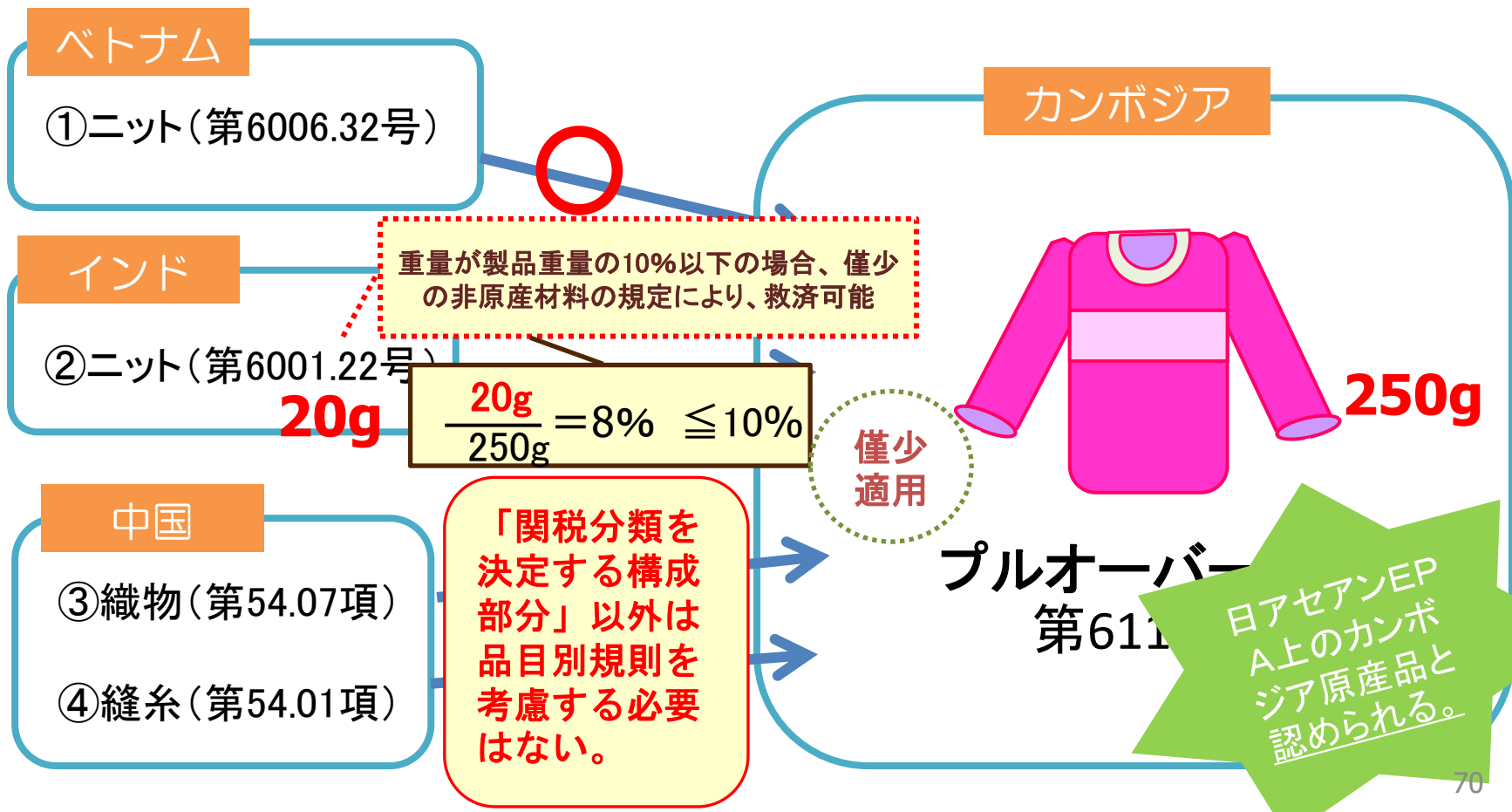
CC(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが1又は2以上の締約国において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。)



## (8) プルオーバー(日アセアンEPA)

### 日アセアンEPA品目別規則 第61.10項：

CC(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが1又は2以上の締約国において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。)



**【参考】 RCEPについて**



# 地域的な包括的経済連携協定(RCEP)

## 経緯

- 2012年11月、RCEP交渉立上げを宣言
- 2013年5月以降、31回の交渉会合、19回の閣僚会合、4回の首脳会議を開催
- 2020年11月、第4回RCEP首脳会議の機会に署名

## 意義

- 本協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占める地域の経済連携協定
- 地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々の間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備

※ インド(2019年11月以降交渉不参加)については、復帰を働きかけたが、昨年の署名に不参加。協定は、発効日からインドによる加入のために開かれている旨規定(インド以外の国は発効後18か月を経過した後にのみ加入可)。また、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認等を定める15か国の閣僚宣言を発出。

## 対象分野

物品の貿易／原産地規則／税関手続及び貿易円滑化／衛生植物検疫措置／任意規格、強制規格及び適合性評価手続／貿易上の救済／サービスの貿易／自然人の一時的な移動／投資／知的財産／電子商取引／競争／中小企業／経済協力及び技術協力／政府調達／紛争解決 等



## 参加国

ASEAN10か国  
(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)、  
日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランド

### ■人口

22.7億人(2019年)  
(世界全体の約3割)

### ■GDP

25.8兆米ドル(2019年)  
(世界全体の約3割)

### ■貿易総額(輸出)

5.5兆米ドル(2019年)  
(世界全体の約3割)

# RCEP原産地規則の概要

- RCEP協定における関税の特恵待遇(RCEP税率)は、RCEP締約国の原産品にのみ適用される
- RCEP原産地規則章は、原産品の定義(原産地基準)やRCEP税率適用のための申告手続(原産地手続)等を定めており、(1)第A節(原産地規則)、(2)第B節(運用上の証明手続)、及び(3)品目別規則(PSR: Product-Specific Rules)等の附属書で構成されている

## 第A節(原産地規則)

### 〈原産品〉

①完全生産品、②原産材料のみから生産される産品、又は③PSRを満たす産品(産品に応じて関税分類変更基準や付加価値基準等のいずれかを満たす産品)は、RCEPにおける原産品となる。

### 〈累積〉

原産材料の累積を採用(域内他国の原産品を自国の原産材料とみなすモノの累積)。生産行為の累積は、全署名国による発効後、検討を行う義務を規定。

## 第B節(運用上の証明手続)

### 〈特恵要求手続(証明制度)〉

第三者証明、認定輸出者による自己申告及び輸出者又は生産者による自己申告による制度が採用されている(輸出者又は生産者による自己申告の実施には猶予期間あり)。

なお、日本への輸入については、輸入者による自己申告も含まれる。また、連続する原産地証明も採用されている。

### 〈確認手続(検証)〉

輸入国税関は、輸入された産品が原産品であるかどうかを確認するため、①輸入者への情報提供の要請、②輸出者・生産者への情報提供の要請、③輸出国の発給機関又は権限ある当局への情報提供の要請、④輸出者・生産者の施設への訪問(要:輸出国当局等の同意)などを行うことができる旨、規定されている。

## 品目別規則(PSR)(附属書三A)

産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が設定されている。

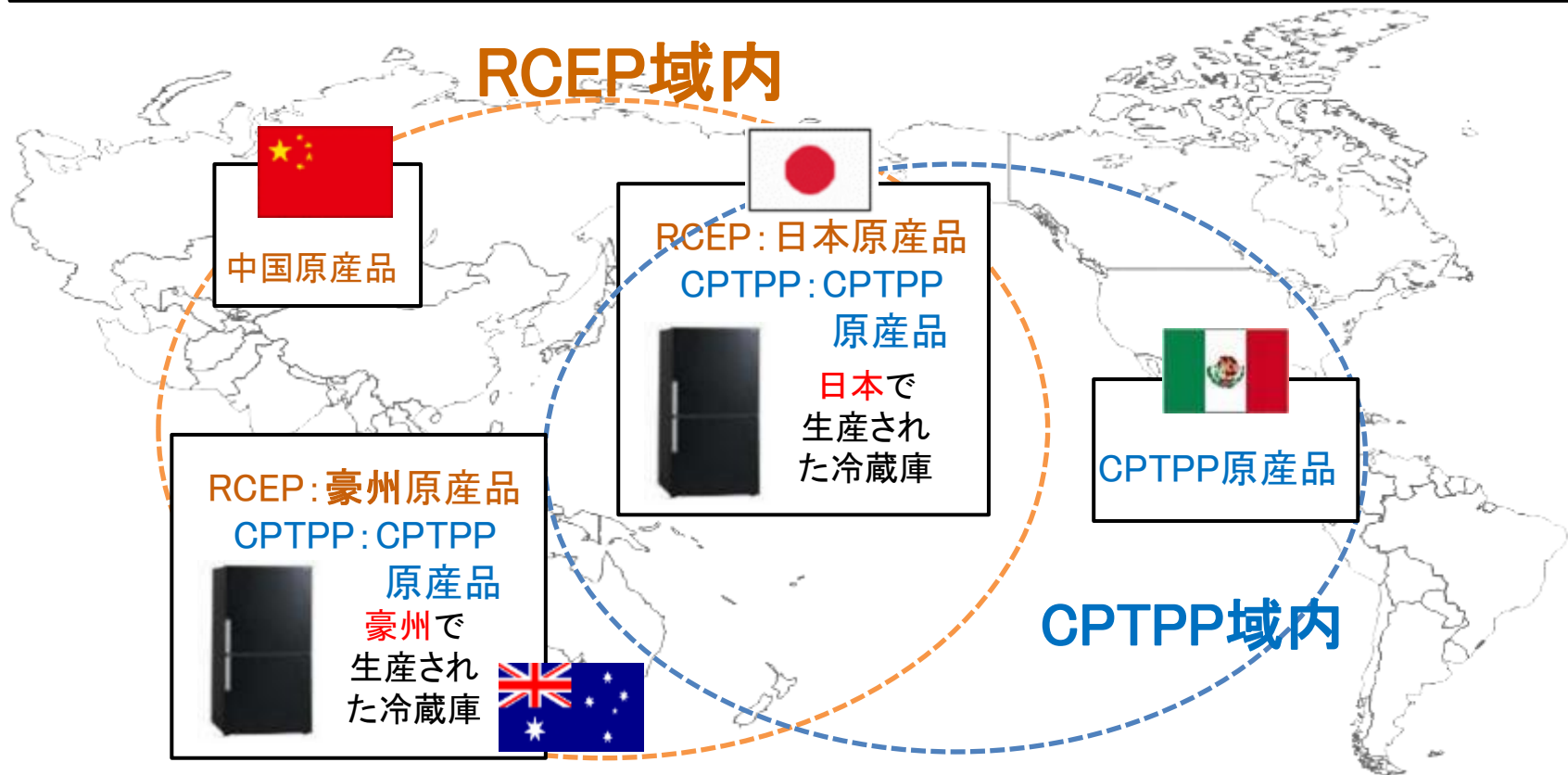
## 必要的記載事項(附属書三B)

原産地証明書又は原産地申告(自己申告)における必要的記載事項が規定されている。

# RCEP締約国原産品について

○RCEPでは「国原産品」の考え方を採用(日ASEAN協定と同じ)

例えば、RCEPの一締約国(日本又は豪州)で生産された製品は「日本原産品」又は「豪州原産品」となり、原産性の判断は締約国単位で行われる



CPTPPは「協定原産品」の考え方を採用。一又は二以上の締約国で生産された「CPTPP協定上の原産品」と考える(どの国の原産品かは決まらない) = 締約国域内を一つの国・領域とみなす。

# 原産地証明

RCEP協定においては、以下のすべての原産地証明が採用されている。

- (a) 発給機関により発給された原産地証明書（第3.17条）
- (b) 認定された輸出者による原産地申告（第3.18条）
- (c) 輸出者又は生産者による原産地申告※1（第3.18条）

※1 一定の猶予期間が認められている（発効から10年以内（カンボジア、ラオス、ミャンマーは20年以内）に導入、ただし10年を限度に延長可）。

## 注 輸入者による原産地申告（日本への輸入のみ）※2

※2 日本以外の締約国における「輸入者による原産地申告」の導入については、全ての署名国による協定発効後に検討することとなっている。



## 日本への輸入

- いずれの証明制度も輸入時に利用可能。ただし、(c) 輸出者又は生産者による自己申告に基づく特恵の要求は、輸出締約国において当該制度を採用している場合に限る。

## 日本からの輸出

- 輸入者自己申告を除くいずれの証明制度も輸出時に利用可能。ただし、(c) 輸出者又は生産者による自己申告の作成は、輸入締約国において当該制度を採用している場合になる見込み。

# RCEPにおける税率差

## 税率差ルールの概要(RCEP第2.6条)

### (1) 基本ルール

RCEP原産国は、RCEP原産地規則章の規定に従って原産品の資格を取得した締約国とする。ただし、原産材料のみからなる産品の場合は、輸出国で軽微な工程以外の生産工程が行われた場合に限る。

### (2) 特定の品目についての特別ルール

輸入国が自国の譲許表の付録に掲げる特定の原産品(日本は100品目を記載)に関しては、輸出国における付加価値20%を満たした場合にのみ、輸出国がRCEP原産国となる。

### (3) 補完的ルール

上記(1)、(2)で原産国が確定しない場合、合計して最高価額の原産材料を提供した締約国がRCEP原産国となる。

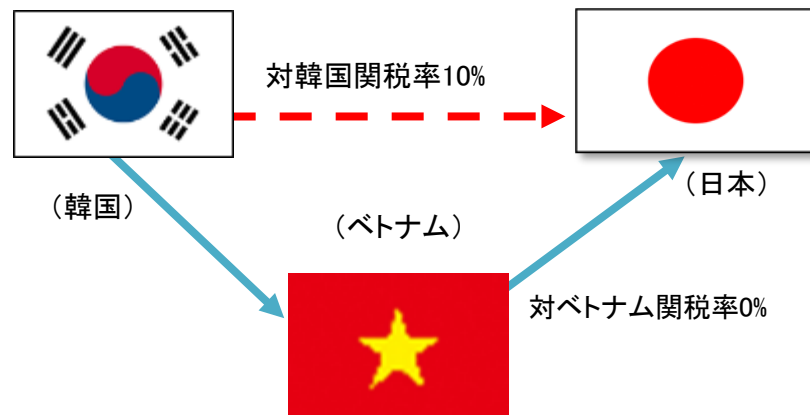
### (4) 輸入者の選択によるルール

上記(1)～(3)に関わらず、輸入者は、生産に関与した締約国又は全ての締約国の中で最高税率を選択可能。

※日本の譲許表において、適用される関税率が締約国によって異なる品目は2,722品目。

(参考)CPTPP:62品目(木材、合板、合金等)

## 税率差ルール適用のイメージ



○RCEP原産地規則章では、原産品の定義(原産地基準)やRCEP税率の申告手続(原産地手続)等を定めている。

### 必要的記載事項(附属書三B)

・原産地証明書又は原産地申告(自己申告)における必要的記載事項が規定。

・当該税率差ルールに規定するRCEP原産国について、必要的記載事項として定められている。

# RCEP協定における税率差の品目例

参考例. HSコード:640212.090 スノーボードブーツ

【譲許内容】

対ASEAN・豪・NZ・・・16年目撤廃、対中国・・・21年目撤廃、対韓国・・・除外

640212.090	2 スノーボードブーツ	8.0%	7.5%	7.0%	6.5%	6.0%	5.5%	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	ASEAN、オーストラリア及びニュージーランドに対する待遇
640212.090	2 スノーボードブーツ	8.0%	7.6%	7.2%	6.9%	6.5%	6.1%	5.7%	5.3%	5.0%	4.6%	4.2%	3.8%	3.4%	3.0%	2.7%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	中国に対する待遇
640212.090	2 スノーボードブーツ		U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	韓国に対する待遇

参考例. HSコード:570110.000 じゅうたん(羊毛製又は織獣毛製のもの)

【譲許内容】

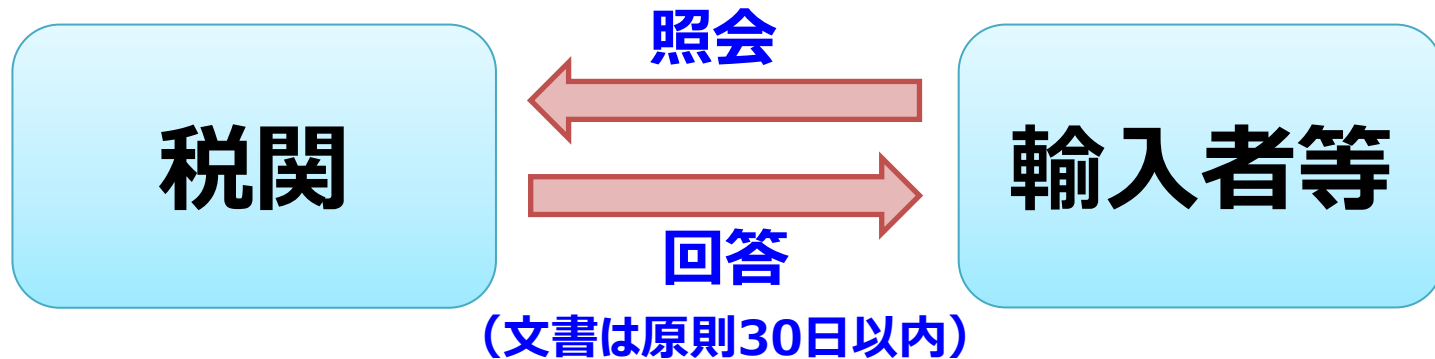
対ASEAN・豪・NZ、韓国・・・無税、対中国・・・11年目撤廃

57.01	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）																							
570110.000	羊毛製又は織獣毛製のもの		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	ASEAN、オーストラリア、韓国及びニュージーランドに対する待遇
570110.000	羊毛製又は織獣毛製のもの	7.9%	7.2%	6.5%	5.7%	5.0%	4.3%	3.6%	2.9%	2.2%	1.4%	0.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	中国に対する待遇

# 事前教示制度



事前教示制度をご利用ください



- 事前教示制度とは、貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか（協定の適用・解釈等）についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度です。
- 輸入を予定している貨物の原産地、各協定のEPA税率（特惠関税）の適用の可否等を事前に知ることができ、（適用される税率が事前に分かることから）輸入にかかる費用等の計画が立てやすくなります。
- 貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い（原産地）が確定していることから、迅速な申告、貨物の早期の受取りができるようになります。
- 税関が発出した回答（教示）の内容については、最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重されます（法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く）ので、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いが確保されます。

※口頭やEメールによる事前教示の照会（文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。）  
の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われませんのでご注意ください。

※材料の調達先や価額等、原産性の判断に影響を与える情報に変更があった場合には、事前教示の取り直しが必要な場合があります。

## 特恵税率適用に関する

### 「事後確認」の実施について

- 「事後確認」とは、経済連携協定又は一般特恵関税制度の下で、特恵税率を適用して輸入申告された貨物について、各経済連携協定及び関税関係法令の規定に基づき、輸入通関後にその貨物が相手国の原産品であるか否かについての確認を行うことをいいます。
- 輸入者に対する事後確認は、原則として、書面による情報提供要請により実施されます。税関は、輸入者から提出された資料等に基づき、輸入申告された貨物が相手国の原産品であるか否かを確認します。
- 輸入者からの回答によって、税関が原産品であることを確認できた場合には特恵関税の適用が是認されます。一方、輸入者が回答をしない場合や不十分な情報の提供しかない場合には、特恵税率の適用が否認されることがあるためご注意ください。  
さらに、回答内容によっては、税関から取引相手である輸出者や発給機関に対し情報提供要請や現地への訪問検証を行うこともあります。
- 以上の結果、輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、特恵税率の適用が否認されることとなり、また、事案の内容に応じて、過少申告加算税等の対象にもなります。





## EPAのオンライン相談

EPAの利用、原産地規則や原産地手続きに関する  
Web相談を開始します。



### 相談事例

- Q. 輸入/輸出する貨物がEPA税率を適用できる原産品となるのでしょうか？
- Q. 輸入/輸出する際に自己申告書を作成したいのですが、どのように作成すればよいのでしょうか？
- Q. 相手国からの事後確認に備え、どのような書類を備えておけばよいのでしょうか？

まずは、以下についてメールまたは電話でお伝えください。  
(1) ご連絡先(お名前、会社名、お電話番号等)  
(2) 相談したい内容の概要  
(3) Web相談希望日時  
税関が主催するWeb会議システム(Cisco Webex Meetings)を使用いたします。



名古屋税関業務部 首席原産地調査官

電話: 052(654)4205

電子メール: nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp

# 各税関原産地規則担当部門連絡先

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関業務部原産地調査官	0138-40-4255	<a href="mailto:hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp">hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp</a>
東京税関業務部首席原産地調査官	03-3599-6527	<a href="mailto:tyo-gyomu-origin@customs.go.jp">tyo-gyomu-origin@customs.go.jp</a>
横浜税関業務部原産地調査官	045-212-6174	<a href="mailto:yok-gensanchi@customs.go.jp">yok-gensanchi@customs.go.jp</a>
名古屋税関業務部原産地調査官	052-654-4205	<a href="mailto:nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp">nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp</a>
名古屋税関清水税関支署原産地調査官	054-352-6114	<a href="mailto:nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp">nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp</a>
大阪税関業務部首席原産地調査官	06-6576-3196	<a href="mailto:osaka-gensanchi@customs.go.jp">osaka-gensanchi@customs.go.jp</a>
神戸税関業務部首席原産地調査官	078-333-3097	<a href="mailto:kobe-gensan@customs.go.jp">kobe-gensan@customs.go.jp</a>
門司税関業務部原産地調査官	050-3530-8369	<a href="mailto:moji-gyomu@customs.go.jp">moji-gyomu@customs.go.jp</a>
長崎税関業務部原産地調査官	095-828-8801	<a href="mailto:nagasaki-gensanchi@customs.go.jp">nagasaki-gensanchi@customs.go.jp</a>
沖縄地区税関原産地調査官	098-943-7830	<a href="mailto:oki-9a-gensanchi@customs.go.jp">oki-9a-gensanchi@customs.go.jp</a>

原産地規則・関連する税関手続について  
ご質問等があればお気軽にお問い合わせください。

ご清聴ありがとうございました。



カスタム君